

# ネット社会における安全指導資料

子どもたちがネットトラブルにあわないために



平成17年3月

栃木県総合教育センター

## は じ め に

急速に進むネットワーク関連技術の進歩とその普及により、インターネットや携帯電話の利用が急速に子どもたちの間に広まってきました。これらは、便利なサービスを利用することができたり、世界中の人々とのコミュニケーションが可能になったりするなど、魅力がいっぱいの新しい情報機器です。しかし、残念ながら、インターネットや携帯電話の利用による事件・事故も、急激に増えるとともに、その加害者、被害者が低年齢化しています。

このような状況の中で、子どもたちには、日常の社会生活の常識ばかりでなく、インターネットや携帯電話の利用に関する常識も指導することが大切になってきています。そして、子どもたちが、本人の自覚の無いまま、他者やネットワークに害を及ぼすことのないようにするとともに、自分自身でトラブルを回避したり、知らず知らずのうちにトラブルに巻き込まれないようにするために、情報社会の常識を身に付けることが大切です。

また、情報社会の常識を理解したうえで、安全に生活する態度を育成する必要があります。そのための一つの指導方法として、構成的グループエンカウターの手法を取り入れた指導事例を紹介します。

本資料は、子どもたちに情報社会の常識を身に付けさせるとともに、情報社会を生き抜くための態度の育成をはかるために作成したものです。全ての子どもたちが、インターネットや携帯電話の安全な利用方法を学び、自己防衛・自己責任のもとに、情報社会を快適に暮らすことができるようになることを願います。

平成17年3月

栃木県総合教育センター所長

佐 藤 信 勝

# 目 次

## 本資料の活用の仕方

1

## 1 インターネットや携帯電話を安全に利用するために

- |   |                        |   |
|---|------------------------|---|
| 1 | インターネットとは              | 2 |
| 2 | インターネットがわたしたちの心身に与える影響 | 3 |
| 3 | インターネットでの事件・事故         | 4 |
| 4 | インターネットを安全に使うために       | 5 |

## 2 これだけは知っていて欲しい“インターネットや携帯電話の利用の常識”

- |       |                               |    |
|-------|-------------------------------|----|
| 事例 1  | ケータイは危険ととなり合わせ                | 10 |
| 事例 2  | 出会い系サイトのわな                    | 16 |
| 事例 3  | ネットオークション・ネットショッピング被害にあわないために | 20 |
| 事例 4  | 個人情報の取り扱いに注意                  | 24 |
| 事例 5  | ユーザIDとパスワードの管理を理解しよう          | 28 |
| 事例 6  | チェーンメールって何ですか                 | 31 |
| 事例 7  | 掲示板のトラブルに巻き込まれないために           | 34 |
| 事例 8  | 許諾をとるってどういうこと                 | 38 |
| 事例 9  | インターネット時代の著作権を理解しよう           | 40 |
| 事例 10 | 不正アクセス行為は処罰されます               | 44 |
| 事例 11 | だれもが迷わくコンピュータウイルス             | 48 |

## 3 ホンネで語り情報社会を学ぼう(構成的グループエンカウターの手法で)

- |      |                        |    |
|------|------------------------|----|
|      | 構成的グループエンカウター(SGE)について | 58 |
| 事例 1 | あなたが望むネットコミュニケーション     | 60 |
| 事例 2 | ネット利用! あなたならどうする?      | 64 |
| 事例 3 | ネットワーク利用者のマナー          | 70 |
| 事例 4 | 著作権! これでいいの?           | 74 |
| 事例 5 | 脱法ドラッグって何ですか?          | 80 |

## 4 資 料

- |      |                |    |
|------|----------------|----|
| 資料 1 | トラブル発生時の対応について | 88 |
| 資料 2 | アンケート調査        | 90 |
| 資料 3 | インターネット講習会     | 92 |
| 資料 4 | リンク集           | 95 |

# 本資料の活用の仕方

## 1 インターネットや携帯電話を安全に利用するために

この章では、インターネットや携帯電話を安全に利用するための留意点について述べています。指導にあたる教員を対象に作成しました。

## 2 これだけは知っていて欲しい「インターネットや携帯電話の利用の常識」

この章では、情報社会で知っておくべきルールやマナーについて11の事例を示しました。事例ごとに、指導のポイント（教員対象）と、子ども向けの配付資料やワークシートで構成しています。指導にあたっては、指導のポイントをよく理解のうえご活用ください。なお、配付資料は、中学生、高校生を対象に作成しました。

## 3 ホンネで語り情報社会を学ぼう（構成的グループエンカウターの手法で）

この章では、情報社会を生き抜くための実践力を育成するための手法として、5つの事例を示しました。

社会科、技術・家庭科、特別活動、道徳、総合的な学習の時間、教科情報等の時間に指導することを想定し、構成的グループエンカウターの手法を用いて作成してあります。



## 4 資料の活用にあたって

(1) この資料は、次のような活用場面を想定して作成したものです。学校の実情に合わせて、コピーして配付するなどしてご活用ください。

| 校内研修で | 授 業 で | 保護者会で |
|-------|-------|-------|
|       |       |       |

(2) デジタルデータは、栃木県総合教育センターWebページに掲載されていますので、学校の実情に合わせて、加工するなどしてご活用ください。

Webページアドレス：<http://www.tochigi-c.ed.jp>



# 1 インターネットや携帯電話を安全に利用するために



## 1 インターネットとは

コンピュータとコンピュータをつないで、情報の交換（通信）を行う仕組みをコンピュータネットワーク（以後、ネットワーク）といいます。このネットワークが世界中に広がり、情報のやりとりができるようになったものがインターネットという仕組みです。インターネットに接続しているコンピュータどうし、世界中からアクセスしたり、電子メールを送ったりと、お互いに情報をやりとりすることができます。

また、今日わたしたちは、携帯電話によって情報を得たりメールをやりとりしたりすることをあたりまえのように行っています。この仕組みもインターネットによって作られています。

インターネットの利点は全世界の情報を素早く取得できることです。たとえば、インターネットに接続されている研究機関や大学などへアクセスし情報を得ることができます。本や音楽CDなどの商品を、インターネットを通じて調べたり、買ったりできます。

また、インターネットを利用して学習をすることもできます。たとえば、自宅にいながら大学の授業を受けることもできます。また、英会話や資格取得のための学習コースを利用して学ぶこともできます。

もう一つの利点は、インターネットに接続できる環境を



利用して、自分から情報を発信することができる点です。自分で調べたことや趣味の内容を発信すること、インターネットオークションに参加することなどができます。

インターネットは、まさに仮想的（バーチャル）な社会であり、これからも様々なことができるようになるでしょう。

## 2 インターネットがわたしたちの心身に与える影響

インターネットや携帯電話は、便利な反面、使いすぎると次のような悪影響があるといわれています。

人と直接合って話をしたり、意見を交わしたりすることが面倒になったり、怖くなったりして、人間関係が希薄になる。

実際に自分の目で見たり触れたりして感じるという体験が少なくなり、日常生活にインターネットや携帯電話がないと、もの足りなく感じるようになる。

現実には起こっていることとインターネットの世界で起こっていること（仮想的なこと）の区別がつかなくなり、犯罪の加害者や被害者になる。

インターネットや携帯電話を深夜まで使う習慣から、日中、眠くなったり、疲れがたまったりして、学習に集中できなくなる。



インターネットや携帯電話を利用する時には次のことに注意しましょう。

家族や友達と直接会って話をすることを大切にしましょう。

インターネットや携帯電話をあまり長い時間使い続けないようにしましょう。

また、子どもたちに、次のようなことを感じる場合は、早めに先生や家族、相談機関に相談するよう指導してください。

自分の気持ちの中ではやめようと思っても、どうしても使いすぎてしまうと感じている。

インターネットや携帯電話の使いすぎのため、授業中眠かったり、勉強に集中できなかったりする。また、成績が下がった。

友達や家族とうまくコミュニケーションができなくて、気が付くと一人でインターネットや携帯電話を使っている。



### 3 インターネットでの事件・事故

インターネットの世界では、次のようなさまざまな事件や事故が起こっています。

**事件1** インターネットの掲示板で、「アイドルグループ『〇〇〇〇』のコンサートチケット売ります。ほしい人は次の携帯電話にお電話ください。」という書き込みがありました。

A子さんは、チケット売り場で並んでも買えなかったチケットなので、すぐに電話をして友達の分を含め2枚のチケットを注文し、相手先の銀行の口座に代金2万円を振り込みました。しかし、当日になってもチケットは送られてきませんでした。

しばらくして、チケットを販売するといって代金をだまし取っていた高校生2人が、詐欺の容疑で逮捕されたことを知りました。

**事件2** Aさんは、自宅のパソコンでホームページを見ていたら、いつの間にか画面に渦巻き模様が出たり、動作が遅くなったりしました。しかし、ワープロなどを使っている時には特に問題がなかったので、そのまま、宿題のレポートを仕上げて、フロッピーディスクにデータを保存して、学校に持って行き提出しました。しばらくして、「Aさんからのメールで家のパソコンがウイルスに感染し大切なデータが消えてしまった。」と友達のBさんからいわれました。また、先生からは、「レポートのファイルにウイルスが感染していたのでもう一度提出しなさい。」といわれました。そこでAさんは、そのファイルをもう一度見ようと自宅でコンピュータを使おうと思いましたが、今度はデスクトップ画面が表示されませんでした。

**事件3** A君は、同じ中学に通う友達のB君がホームページを公開していることを知りました。あるとき、A君はB君のホームページの掲示板にアクセスし、ちょっとしたいたずらから、「おまえは、みんなから嫌われています。学校には来るな。」と書き込みました。次の日からB君は学校で何が起こるか心配で学校に来ることができなくなりました。A君は悩みましたが、学校では掲示板に書き込んだ犯人を捜しているようなので、怖くなり謝ることができなくなってしまいました。

その他にも、インターネットでは、さまざまな事件や事故が起こっています。中には、殺人や覚醒剤に関係したような凶悪な犯罪につながる事件も起こっています。

インターネットの世界では、事件や事故に巻き込まれるといった被害者になる危険がつきまっています。場合によっては、相手の心を傷つけたり、犯罪の共犯者として加害者になったりしてしまうかもしれません。

## 4 インターネットを安全に使うために

交通安全のために、事故の被害者や加害者にならないよう、交通ルールやマナーを守ることが大切です。インターネットを安全に利用する場合にも、利用上のルールとマナーを知り、守ることが大切です。

インターネットの世界での安全を交通安全と比較してみましょう。

### <知っている>

自転車や自動車を安全に運転するには、交通ルールや車の仕組み、事故になったときの対応のしかたを知っている必要があります。たとえば、「赤信号は止まる。」というルールを知らないとすれば、事故を起こしてしまうでしょう。また、事故を起こしたときに、「知らなかった。」ではすまないことはわかると思います。

同じように、インターネットの世界に関する知識を知らないために事故や事件に巻き込まれたり、いつの間にか自分が加害者になったりしてしまうことがあります。たとえば、他人の名前や住所をむやみに人に教えることは、「個人情報保護法」という法律に違反することになります。しかし、この法律を知らないと、悪いことをしているという意識もなく、個人の情報を教えてしまうこともあるでしょう。



### <できる>

乗り物を安全に運転するにはルールを知っているだけではなく、自由に運転ができたり安全点検ができたりしないと事故につながります。たとえば、自動車運転の初心者がブレーキのかけ方を知らずに運転すると、大きな事故を起こすことになるでしょう。情報社会でも、コンピュータの基本操作ができること、コンピュータウイルスなどからコンピュータを守れることなどの基本的な技能を身に付けておかなければなりません。

### <相手を思いやる心>

自動車を運転するには、交通ルールの試験や運転技能の試験に合格して免許をとらなければなりません。したがって、免許を持っている人は「知っている」と「できる」について基本的な力を持っているといえます。しかし、実際には、無謀運転や、暴走行為をする人もいることも事実です。ルールやマナーをわざと守らない人もいることも事実です。



インターネットの世界にも、残念ながら、ルールやマナーを守らず犯罪のわなをしかけたり、人の心を傷つけたりする人もいます。無謀運転に巻き込まれ、「もらい事故」にあわないためには、一人一人が周囲を注意しながら運転しなくてはならないように、インターネットを利用する上でもどんな危険なわながあるのかを知って、事件や事故に巻き込まれないようにしましょう。

また、多くの人たちは、日常生活で家族や友達を思いやり、ルールやマナーを守りながら生活していることと思います。インターネットの世界でも、相手の気持ちを考えて、迷惑になることや犯罪になることを決してしないようにしましょう。

|          | 交 通 安 全                                                                                                                    | インターネットの安全                                                                                                                                 |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 知っている    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○交通ルール・法規</li> <li>○車の構造・機能</li> <li>○事故になったときの対応など</li> </ul>                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○情報社会に関係した法規・ルールなど（著作権・個人情報保護など）</li> <li>○コンピュータやネットワークの仕組みと働き</li> <li>○事故発生時の対応</li> </ul>       |
| できる      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○安全に運転ができる</li> <li>○点検や修理ができる</li> <li>○救急時の対応ができる</li> </ul>                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○コンピュータが使える</li> <li>○セキュリティの確保ができる</li> <li>○事故発生時の対応ができる</li> </ul>                               |
| 相手を思いやる心 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ルールやマナーを守ろうとする</li> <li>○周囲に対する思いやり</li> <li>※意図的に守らない人もいる（暴走行為・無謀運転など）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ルールやマナーを守ろうとする</li> <li>○他の人に対する思いやり</li> <li>※意図的に守らない人もいる（不正アクセス、誹謗中傷書き込み、不正な取引、詐欺など）</li> </ul> |

インターネットの世界は、顔や名前がわからず、交通安全とは違うところもあります。しかし、そのようなバーチャルな世界だからこそルールやマナーを守ることが大切です。また、自分自身の心や体に与える影響を考えながら利用する必要があります。

「インターネットや携帯電話を使うのは簡単だから勉強しなくてもいいや。」と考えずに、一つ一つ望ましい使い方を学んでいきましょう。



## 2 これだけは知っていて欲しい “インターネットや 携帯電話の利用の常識”

インターネットの世界でも、事件・事故を起こしてしまってから、「知らなかった」ではすまされません。インターネットや携帯電話の普及により、多種多様なコミュニケーションが可能になり、場所や時間を気にすることなく様々なサービスを利用できるようになりました。その利便性や有用性は、私たちの生活に欠かせないものになっています。その一方で、様々な有害情報や犯罪が氾濫しており、子どもの健全な発達だけでなく、価値観やモラルにも悪影響を及ぼす恐れも出てきています。

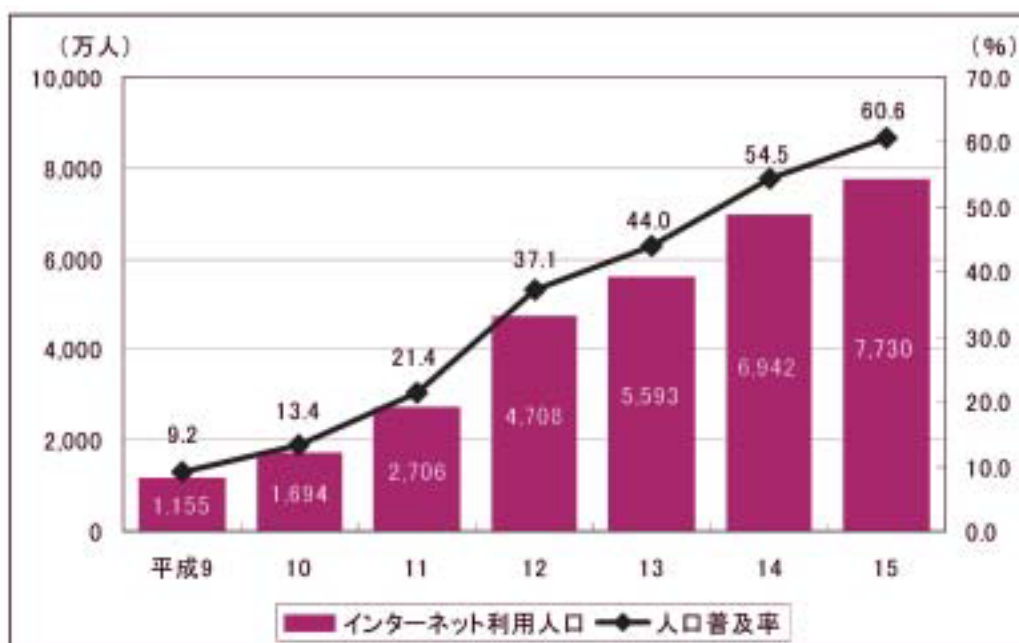
わいせつ、暴力、ドラッグなどの子どもに不適切な有害サイト、虚偽情報、個人情報の流出・悪用、悪徳商法、迷惑メール、不正アクセスやウイルスなどの有害情報や犯罪の手口などについて、教師や保護者がきちんと理解し、子どもたちを守るために、インターネットや携帯電話の利用に関する常識をきちんと教えておくことが大切です。

この章は、インターネットや携帯電話の利用について、朝の会や帰りの会の講話、授業などでトピック的に扱うことを想定して作成したものです。なお、この章は、一度の指導ではなく、継続的な指導を必要とする内容を集めました。また、保護者への啓発資料として活用することもできます。

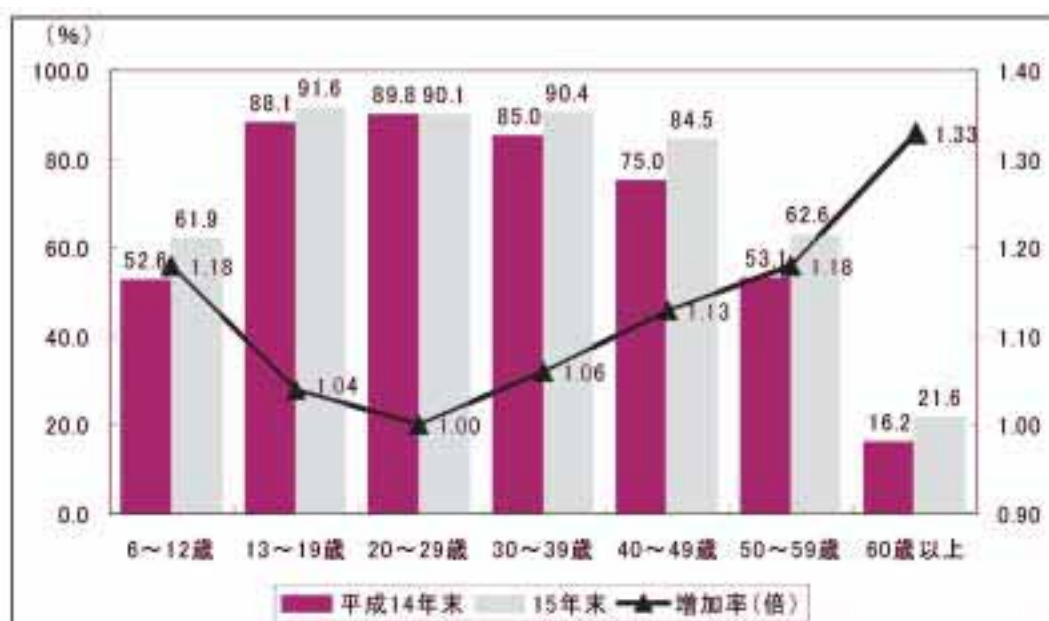


## 国民のインターネット活用の現状

### インターネット利用人口及び人口普及率の推移



### 年代別にみたインターネット利用率の変化

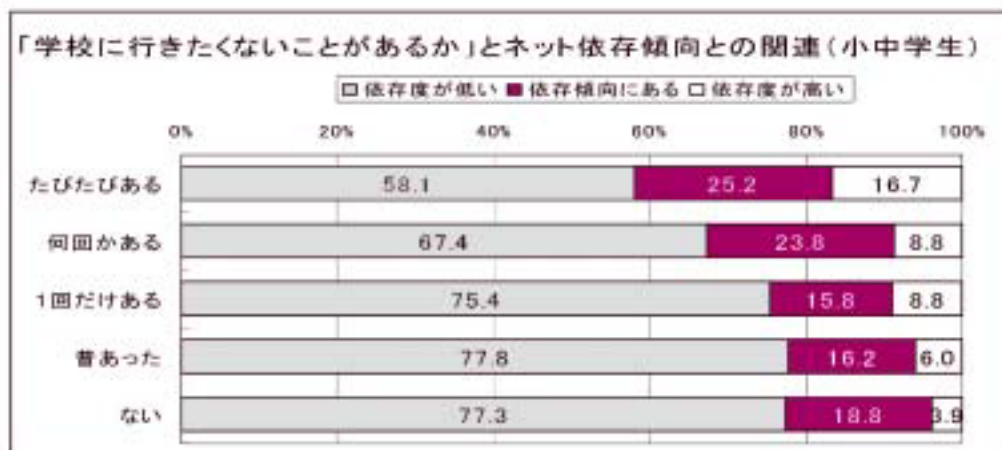


### 端末別のインターネットの利用状況

個人のインターネット利用の状況を端末別にみると、平成15年末において、パソコンからのインターネット利用者数が6,164万人と最も多く、「携帯電話・PHS、携帯情報端末」（以下、携帯電話等とする。）からのインターネット利用者数は4,484万人となっています。全インターネット利用人口の約8割の利用者が「パソコン」から、6割弱の利用者が「携帯電話等」からインターネットを利用しています。

## インターネット依存傾向と情報モラル

学校に行きたくないと思うことが多い小中学生ほど、「インターネット依存」度が高い傾向があります。



情報モラル教育を学校の先生から受けた小中学生は、「インターネット依存」度が低い傾向にあります。「インターネット依存」の防止には、学校の先生による教育がより有効です。しかしながら、それでも、「依存傾向にある」あるいは「依存度が高い」小中学生もいるので、指導者は、情報モラルについて正しく理解し、継続的に指導していくことが求められます。



### 【情報化が子どもに与える影響（ネット使用傾向を中心として）に関する調査報告書】

学校におけるIT活用等の推進に係る事業（情報教育の改善に資する調査研究）

（平成14年度文部科学省委託事業）より



### <ねらい>

携帯電話を利用する児童生徒は年々増加しています。しかし、多くの児童生徒が不適切な利用による事件やトラブルに巻き込まれていることも事実です。便利な面もあるが危険も潜んでいる携帯電話の利用のしかたについて理解させ、事件やトラブルに巻き込まれないための対策を身に付けさせましょう。

### <学習の場面>

- 1単位時間で取り扱う場合は、ワークシートを利用して、どうしたら良いかを考えさせながら展開すると効果的です。
- 朝の会や関連した授業等で、配付資料をもとに短時間で指導してもいいでしょう。

### <指導上の留意点>

- 携帯電話は、今では電話機能だけでなく、インターネットに接続され「耳から親指の時代へ」と利用形態が変化し「総合コミュニケーションツール」となっています。この数年、児童生徒が携帯電話を使って売春・買春や恐喝、詐欺などの事件の被害者や加害者となる事件が増加しています。また、携帯電話のサイトでは、ポルノや売春・買春、麻薬の売買など有害な情報、危険な情報が次々と発信されています。プライベートなツールである携帯電話が、子ども達にどのような問題を発生させているか、われわれ大人たちは正確に認識しているとはいえません。指導者自身が児童生徒の携帯電話利用の問題点について充分理解しておきましょう。
- 迷惑メールや不正請求などを、実際に体験している子どももいるかもしれません。起こっているトラブルを身近な問題としてとらえさせるようにしましょう。
- 強制的に禁止すると、事件やトラブルが発生した場合に、子どもから相談する気持ちを奪ってしまいます。誰にでも起こりうることを考え、子どもに心配や悩みがあるときは相談しやすい雰囲気をつくりましょう。

### <用語>

#### ○ ワン切り

短いコールで一方的に切れてしまう着信のことをいいます。着信履歴に残っていた見覚えのない番号にコールバックすると、業者に繋がり、氏名や住所を聞き出され、その後、脅迫めいた電話がかかってきて、高額な料金を請求されるという事例が発生しています。

#### ○ チェーンメール

主として転送することを強く求め、内容が「いたずら」や「デマ」、あるいは「ねずみ講」であるメールのことをいいます。多くの人に転送を求めることで、「デマ」を拡散することが目的と思われるものが、最近目立つようになっています。

#### ○ 出会い系サイト

「インターネット異性紹介事業」のことです。異性と交際をしたい人に、インターネットを利用して交際に関する情報を、見たり、送ったり、メールなどでメッセージを伝えたりして、お互いに連絡ができるようにサービスを提供する事業です。

■あなたが携帯電話で経験したことがあることにチェックしましょう。

- ☐ ワン切り            ☐ 無料サイトからの請求<sup>せいきゅう</sup>
- ☐ アダルトや出会い系サイトの勧誘<sup>かんゆう</sup>メール
- ☐ その他（                                  ）
- ☐ チェーンメール
- ☐ 携帯電話の盗難<sup>とうなん</sup>または紛失<sup>ふんしつ</sup>

クラスでまとめてみましょう。

- |                     |       |
|---------------------|-------|
| ・ワン切り               | ( ) 人 |
| ・無料サイトからの請求         | ( ) 人 |
| ・チェーンメール            | ( ) 人 |
| ・アダルトや出会い系サイトの勧誘メール | ( ) 人 |
| ・携帯電話の紛失            | ( ) 人 |
| ・その他                |       |

■あなたが実際に経験したケータイトラブルは？

[illegible]

発表しあって、クラスでまとめてみましょう。

■あなたが今から注意していこうと考えていることをまとめましょう。

[illegible]

# ケータイは危険ととなり合わせ

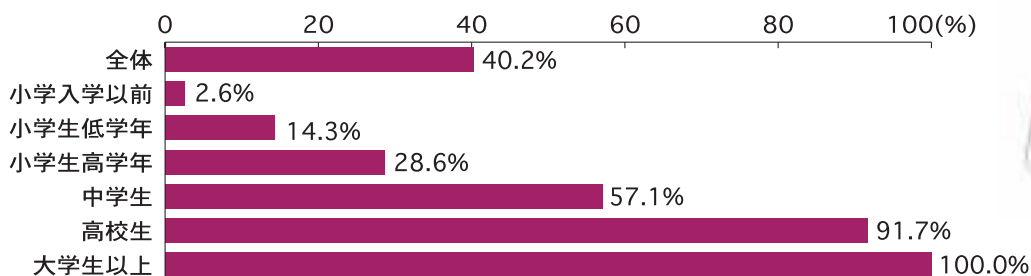
— 便利な裏側に危険がひそむことを知しましょう —

## ケータイは通話だけではなくコミュニケーションツールに

携帯電話（ケータイ）は、もともとは持ち歩くことができる電話という意味でしたが、今ではインターネットに接続でき、eメールやホームページを見られるなど、ありとあらゆる情報に接することができる道具になっています。



## 携帯電話の所有率

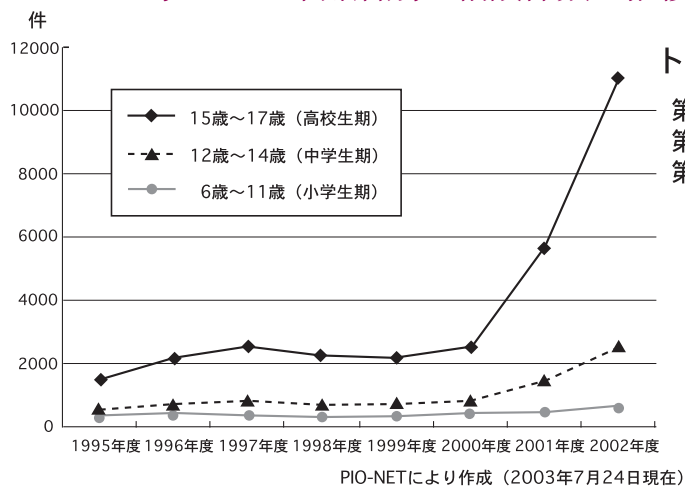


「携帯電話の利用について」～キャリアの選択、子供の携帯電話の利用について  
サーベイリサーチセンターによる 2002年

## 子どもの消費トラブル相談件数が急増しています

携帯電話やインターネットの普及により、大人と変わらないくらいトラブルが増えています。

## 子どもの年齢層別の相談件数の推移



## トラブル相談内容ベスト3

- 第1位 不当請求に関する事
- 第2位 未成年者契約に関する事
- 第3位 高価格・高料金に関する事

2003年12月5日 独立行政法人 国民生活センター

### こんなトラブルや事件が起こっています

- 事件 1** 「ワン切り」らしい番号に電話をかけ直したら、高額な利用料を請求された。
- 事件 2** 高校生女子の携帯電話に、勧誘のメールが届き、「18歳以上対象」の有料情報サービスだったが、興味本位で登録して数回利用した。本人は電話通話料のみで利用できると思っていたが、高額な利用料・会員登録料・事務手数料の請求を受けた。
- 事件 3** 中学生がパチンコ攻略法の広告を見て電話し、有料で資料を入手したが、さらに高額な料金を支払って登録することが必要だという請求が届いて心配になった。
- 事件 4** 高校生の女子の携帯電話に、覚えがないにもかかわらず、結婚相手紹介サービスの業者から、本人の個人情報（氏名・住所・携帯電話番号・メールアドレス・生年月日・家族構成・身長・体重など）が送られてきた。

### 「ケータイ」は便利な反面、危険な道具

#### テレビや家にある電話とちがうこと

- ・完全に個人で情報を受信・発信ができる。
- ・見知らぬ人に接することができる。

#### 利便性

- ・友達と自由にコミュニケーションができ、プライバシーが守られる。
- ・遠くの人やあったことがない人とでもコミュニケーションができ、友達が多くできる。

#### 危険性

- ・コミュニケーションのトラブルがあったときに、1対1の関係なので対応が難しく深刻になりやすい。
- ・相手が悪意をもった大人であったり、犯罪を目的としたホームページであったりすると、だまされたり、犯罪に巻き込まれたりする。

### 次のことに心掛けましょう

- 迷惑メールは、見ないで削除しましょう。好奇心からついつい見たくなりますが、そこには危険が潜んでいると考えてください。
- メールやWebサイトで見覚えのない人や会社には、個人情報（氏名・住所・携帯電話の番号・メールアドレス・年齢・学校名など）を絶対に送信しないようにしましょう。
- 間違ってサイトを見てしまい、誘いが来たり、お金の支払いを求められたりしたときには、一人で悩まないでできるだけ早く家族や先生に相談しましょう。もし、相談しにくい場合は、「消費生活センター」や近くの警察などに相談してください。
- 新しい手口によって起きている携帯電話のトラブルや事件について関心を持ち、調べるようにしましょう。また、友達などに知らせてあげましょう。



## インターネットやケータイに頼りすぎていませんか？

あてはまるものをチェックしてみましょう。

### ■ 次のようなことがありますか？

#### 使う時間や使い方について

- ☐ ① いつも携帯電話の電池がなくならないかどうか心配でたまらない。
- ☐ ② 携帯電話を忘れた日は、不安な気持ちがいっぱい授業に集中できない。
- ☐ ③ よく見るサイトを家でチェックしないと一日が終わらないような気がする。
- ☐ ④ ネットゲームをずっとやっていて、夜ふかしをしたり、朝起きられなくなったりすることがある。
- ☐ ⑤ 休みの日は一日中、パソコンや携帯電話、テレビゲームをやっていることがある。
- ☐ ⑥ チャットや掲示板、メールの書き込みで時間を忘れて、ふと気付くと何時間もたっていることがある。
- ☐ ⑦ 家庭学習をしようと思っても、インターネットや携帯電話、テレビゲームをついついやってしまうことがある。

#### 人とのコミュニケーションについて

- ☐ ① メールの返事が来ないと不安になったり、腹が立つ。
- ☐ ② いつも見ているWebページの更新が遅いと腹が立ってくることもある。
- ☐ ③ メールを入力している途中で誰かからメールが届くと腹が立つ。
- ☐ ④ 迷惑メールが多すぎて、そういうメールを送信する人が許せない。
- ☐ ⑤ メールやインターネットをやっていない友達や大人は、「信じられない」と思う。
- ☐ ⑥ ネットゲームなどで負けると、悔しい気持ちやイライラした気持ちになり、家族や友達に会っても、その感情のまま接してしまうことがある。また、その気持ちを掲示板などに書き込んでしまうことがある。
- ☐ ⑦ インターネットやメールをしているときに家族や友達に声をかけられると、邪魔された感じがしてカッとなったり、イライラしたりする。
- ☐ ⑧ 出会い系サイトやメールだけで知っている友達が5人以上いる。
- ☐ ⑨ 友達と会って話すより、メールやチャット、掲示板のほうが自分の気持ちを正直に伝えられる。
- ☐ ⑩ メールが来ると返事を書かなければいけない気持ちがして、夜ふかししたり、眠れなくなったりすることがある。
- ☐ ⑪ 携帯電話やインターネットの使い方について家族や友達にうそを言ったことがある。

### ■ インターネットや携帯電話を使うようになってから日常生活では次のようなことがありますか？

- ☐ ① イライラして落ち着かないことが多い。
- ☐ ② 学校に行くのが面倒だと思ふことが多い。
- ☐ ③ さみしいと感じることが多くなった。
- ☐ ④ 家族や友達などとうまくいっていない。
- ☐ ⑤ 人をいじめたり、攻撃したりしたくなることもある。
- ☐ ⑥ 身体が疲れやすいと感じる。
- ☐ ⑦ 友達や家族と話をするのがわずらわしいと思ふことがある。
- ☐ ⑧ 食欲がない。
- ☐ ⑨ 目が痛かったり、かすむことがある。
- ☐ ⑩ 学校の授業に集中できなかったり、居眠りしていることがある。
- ☐ ⑪ 朝起きられなくなった。

## インターネットや携帯電話の使いすぎや、頼りすぎに要注意



- 人と直接話をしたり、意見を交わしたりすることが面倒になって、普段の生活の中でのコミュニケーションががうまくできなくなるおそれがあります。
- 学習への意欲や集中力がなくなり、学業がおろそかになるおそれがあります。

健康や安全を考えた使い方を見直してみましょう。

- コンピュータや携帯電話を扱う時間を短くしましょう。（1日2時間以下に）
- 長時間使う場合は、途中で休憩をとりましょう。（1時間に15分休憩）
- 人に直接会って、コミュニケーションを取る場を持ちましょう。
- 運動をしたり、自然・音楽などに接する時間をとったり、リラックスできる時間をつくりましょう。

自分でやろうと思ってもできないときは、先生や家族に相談しましょう。

また、専門の相談機関に相談しましょう。

■ 今日から自分が心がけたいことをまとめておきましょう。

### <ねらい>

ここでは、出会い系サイトの利用から引き起こされている事件などについて知り、事件に巻き込まれないようにするためにはどのようなことが求められるかを理解させます。

また、情報社会での個人情報の問題や匿名性、それらを悪用されたときの危険性などについて考えさせます。

### <学習の場面>

- 学級会、総合的な学習の時間、道徳の時間などで、「人権教育」や「性教育」に関連付けて取り扱うと効果的です。
- 普通教科情報の時間では、情報社会の特徴として取り上げ、個人情報保護やプライバシー保護の問題と一緒に取り扱うと効果的です。

### <指導上の留意点>

- インターネット上で異性間の出会いの場を提供する電子掲示板、チャット等の、いわゆる出会い系サイトが関係した事件が増えています。18歳未満の青少年が被害者になることがほとんどで、大きな社会問題になっています。指導にあたっては、その現状と問題点を理解しておきましょう。
- 好奇心や遊び心、上手な勧誘から「ちょっとやってみた」ことがきっかけとなり、本人も予想しないトラブルに巻き込まれることがあるため、このような情報には初めから「近寄らない」・「無視する」といった態度が重要であることを指導しましょう。
- 人に話せない悩みとして抱え込んでいる児童生徒がいることもあるので、強制的に禁止するのではなく、心の問題として考えさせ、何かあったときには先生や保護者に相談できるような雰囲気を大切にしましょう。
- 性に関係した問題でもあるので、情報だけの問題としてとらえず、「性の尊厳」「自分を大切にする心」や「命の大切さ」などに十分配慮し、考えさせる指導が大切です。

### <用 語>

#### ○出会い系サイト規制法

「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」

平成15年9月13日から、「出会い系サイト規制法」が施行され、出会い系サイトを利用して18歳未満の子どもとの援助交際の勧誘を行うと、大人でも、18歳未満の子どもでも、犯罪となります。

「出会い系サイト」を運営している事業者やプロバイダ（インターネット接続サービスを提供している携帯電話会社を含む）、レンタルサーバ業者などには、平成15年12月1日から、18歳未満の子どもによる「出会い系サイト」の利用を防止するための措置を講じることが義務付けられました。また、国や地方公共団体にも、教育および啓発などに努める責務が規定されました。

### <資 料>

#### ○出会い系サイトの事件に関する資料

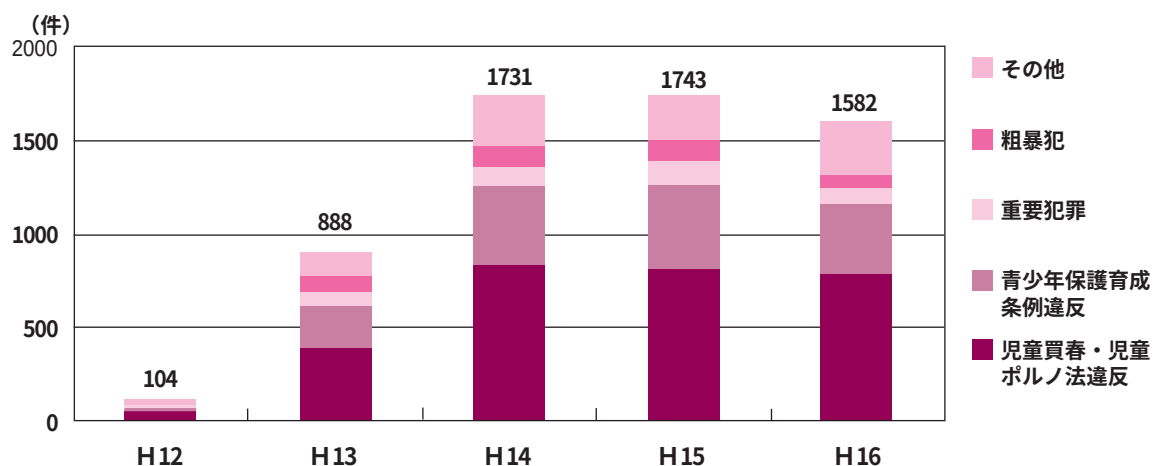
警察庁サイバー犯罪対策 <http://www.npa.go.jp/cyber/>

年度ごとの出会い系サイトに関連した事件の検挙件数、事件の事例、傾向などの資料が掲載されています。

## 平成16年中のいわゆる出会い系サイトに関係した事件の検挙状況

### 1 出会い系サイトに関係した事件の検挙数

平成16年中のいわゆる出会い系サイトに関係した事件として警察庁に報告のあった件数は1,582件であり、前年（1,743件）と比べて161件（9.2%）減少した。



### 2 主な特徴

- 重要犯罪（殺人・強盗・強姦等）は95件で、前年と比べて42件（30.7%）減少。
- 出会い系サイトへのアクセス手段として携帯電話を使用したものが、1,519件（96.0%）。
- 被害者1,289人のうち、18歳未満の児童が1,085人（84.2%）。
- 児童買春の被害児童数は616人で、前年と比べて103人減少。

なお、平成16年中の児童買春被害児童総数は、1,617人で、前年と比べて71人増加。

※ ここでいう「児童」とは、18歳未満の者をさす。

### 3 被害者のうち小学生、中学生、高校生の数（人）

| 小中高別 |    |     |     |     |     |
|------|----|-----|-----|-----|-----|
| 性別   | 計  | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 計   |
|      | 計  | 3   | 372 | 538 | 913 |
|      | 女性 | 3   | 371 | 532 | 906 |
|      | 男性 | 0   | 1   | 6   | 7   |

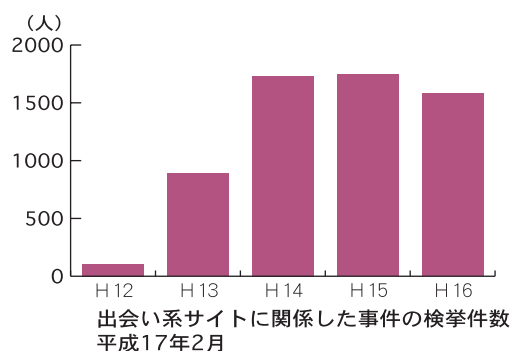
報道資料 平成17年2月17日 警察庁より

## 出会い系サイトのわな

出会い系サイトとは、インターネット上で出会いを求める男女向けに設けられている、自己アピールをしたり、メル友（メール交換相手）を選ぶための掲示板などをいいます。「彼氏・彼女募集」などと表示されています。

携帯電話に入会や登録を誘うメールが届き、サイトを見るように勧誘されることもあります。被害者や加害者とならないように内容を理解し、注意しましょう。

### 出会い系サイトの事件簿



### 年々増加する事件

全事件のうち携帯電話を利用したものが約96%をしめています。

被害者1,289人のうち18歳未満の児童生徒が1,085人で約84%をしめています。

### こんな事件が起っています

- 事件1** 少年数名は、共謀の上、携帯電話の出会い系サイトに「お金持っている人、連絡下さい。」と書き込みをした。それに応じた男性を「金を出せ、車はもらって行く。」などと脅し、金属バット等で男性を殴ってけがをさせ、乗用車などを脅き取った。
- 事件2** 少年は、携帯電話の出会い系サイトで知りあった女子中学生に、「花粉症の新薬のモニターになって欲しい。」と言って睡眠薬を飲ませた上、わいせつな行為をした。
- 事件3** 少年は、携帯電話の出会い系サイトで知りあった無職の少女を小学校の校庭に呼び出し、少女を押し倒して顔や手足に粘着テープを巻きつける等して金を奪おうとした。
- 事件4** 男性は、携帯電話の出会い系サイトで知り合った女子高校生に対し、交際を続けさせるために、「写真を高校に送ってもいいよね。インターネットにのせてもいいよね。」などと携帯電話で再三にわたりメールを送り脅迫した。
- 事件5** 自らを医師と偽った男性が、携帯電話の出会い系サイトで知り合った女性に対し、結婚の意思もないのに結婚を申し込んだ上で「財布をなくした」などと偽り、現金やキャッシュカードをだまし取った。

資料：警察庁 <http://www.npa.go.jp/>

出会い系サイトなどに次のような書き込みをただけで、子どもでも処罰されます。

- 18歳未満の子どもを対象とした性交等に誘うこと  
例) 「女子中学生で僕とHしてくれる人いませんか」 (26歳・会社員)  
「私とHしてくれる人いませんか」 (16歳・高校生)
- 金銭を示して18歳未満の子どもを交際に誘うこと  
例) 「¥30,000で会ってくれる女子中学生いませんか」 (17歳・高校生)





こんなサイトには  
危険がいっぱい

## 被害者や加害者にならないために

- 好奇心やちょっとした遊び心から「一度くらい見てみようか」、「ちょっと登録してみようか」、「書き込んでみようか」と思うかもしれませんが、危険の大きさを考えて参加しないようにしましょう。
- 携帯電話やeメールで送られてくる勧誘のメールは削除しましょう。
- 信頼性が不明なサイトには、個人情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、性別、趣味、年齢など）を絶対に書き込まないようにしましょう。
- 知らない人から出会いの勧誘のメールなどが来ても、それに応じたり、個人情報を教えることは絶対にしないようにしましょう。
- 掲示板等書かれている内容は、真実かどうか分かりません。真実を確かめようとして応じているうちに、だまされることもありますので、書かれている内容に惑わされないようにしましょう。

## 考えてみよう・話し合ってみよう

生活で注意したいこと、心掛けたいことを整理しておきましょう。

## 事例3 ネットオークション・ネットショッピング被害にあわないために 指導のポイント

### <ねらい>

ネットオークション・ネットショッピングに関する事件・事故が年々増加し、低年齢化しています。このような事件・事故に巻き込まれないために、個人情報の管理の大切さや被害にあったときの対処法について理解させます。

### <学習の場面>

- 保護者会向けの講話資料として活用すると効果的です。
- 朝の会、帰りの会の講話や技術・家庭科で消費者教育をするときの資料として取り扱うと効果的です。

### <指導上の留意点>

- コンピュータや携帯電話から、インターネットを利用したネットオークションやネットショッピングが気軽にできる時代になってきました。一方、気軽にできる反面、中学生がネットオークションで詐欺行為をして摘発されるなど、ネットオークションやネットショッピング犯罪が増加していることを理解させます。
- ネットショッピングは、ますます一般家庭での利用が増加していく傾向にあります。保護者に知識がない場合も考えられるので、機会を見つけて啓発していく必要があります。
- ネットオークションやネットショッピングの被害にあわないために次のことに気を付けさせます。
  - ・ 個人情報を安易に入力・公開させない  
個人情報とは、氏名や住所、電話番号、メールアドレスなど、個人を特定できる情報であることを理解させます。  
インターネットを利用していると、個人情報の入力を促される場面に出会うことがあります。危険性を理解し安易に入力しないよう指導します。
  - ・ ユーザIDとパスワードの徹底管理  
インターネットを利用する上で、ユーザIDとパスワードは大切なものであることを十分理解させます。他人のユーザIDとパスワードを、たとえいたずらやおもしろ半分からであっても、勝手に使うと「不正アクセス」行為という犯罪になることを理解させます。
- 個人売買は、あくまでも自己責任が原則です。そのためにも、インターネット上に掲載されている情報が正しいかどうか、相手を確認する必要性を理解させます。
- トラブルが発生したら、なるべく早い時期に消費生活センター等の専門機関に相談させます。

栃木県消費生活センター 電話 028-665-7744

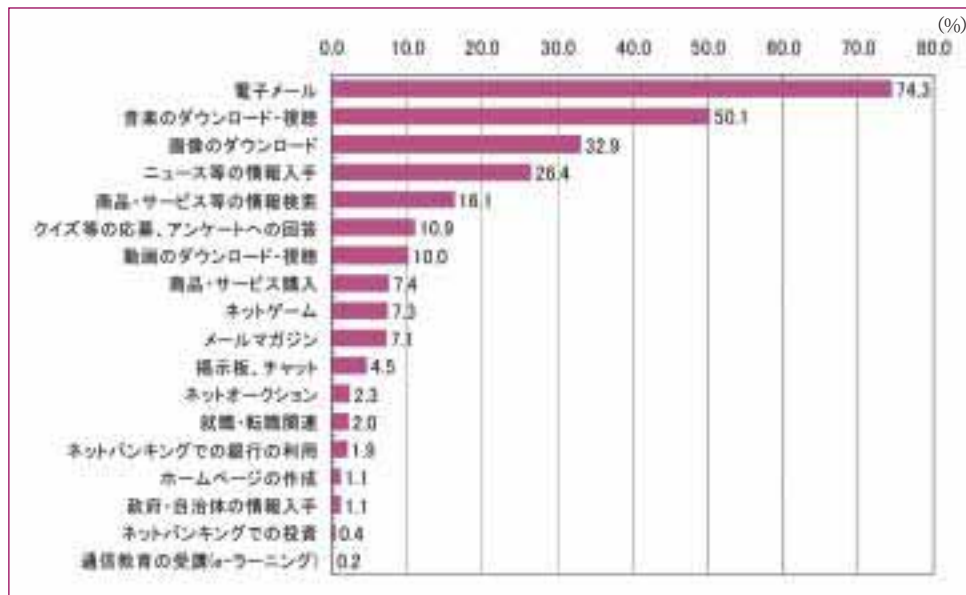
## インターネットの利用目的

### コンピュータからのインターネットの利用目的（複数回答）



自宅のコンピュータからのインターネット利用目的で、最も多いのが連絡手段としての「電子メール」(57.6%)です。次いで多いのは、情報収集のための「商品・サービス等の情報検索」(57.4%)、「ニュース等の情報入手」(48.7%)、「商品・サービス購入」(36.8%)となっています。

### 携帯電話・PHSからのインターネットの利用目的（複数回答）



携帯電話・PHSからのインターネット利用目的では、「電子メール」が74.3%と最も多く、次いで多いのは、「音楽のダウンロード・視聴」(50.1%)、「画像のダウンロード」(32.9%)、「ニュース等の情報入手」(26.4%)となっています。

情報通信白書平成16年版より

## ネットオークション・ネットショッピング被害にあわないために

ネットオークションやネットショッピングは、インターネットの特徴を最大限に生かしたシステムで、近年利用者が急激に増加しています。それに伴い、ネットオークションやネットショッピングに関する事件・事故が急激に増加しています。

### ネットオークションとは？

インターネット上で競売（せり）<sup>きやうばい</sup>をして商品を購入するシステムで、近年利用者が急激に増加しています。最大手のオークションサイトでは利用者は300万人を超え、開催中のオークションは500万件あるといわれています。

オークション運営者は、「場の提供をしているだけなので、トラブルは利用者同士で解決を」としています。自己責任が強く求められることを理解することが大切です。また、落札<sup>らくさつ</sup>された段階<sup>ばいばい</sup>で売買<sup>ばいやく</sup>契約が成立するので、落札したら購入するのがルールです。しかし、不安な点があれば取引をやめるという選択も大切です。さらに、送料は落札者負担が多く、料金前払いが普通です。このシステムを悪用した詐欺行為<sup>さぎこうゐ</sup>が増加しています。



ネットオークションでは、相手の顔が見えないため、競売がゲーム感覚で進むことがあります。仮想現実と現実社会の区別ができるようにすることが大切です。

**事件1** 中学3年男子生徒（15）は、ネットオークションに、女性歌手のカウントダウンコンサートのチケット2枚を虚偽出品し、落札した男性に対し、約60万円を銀行に振り込ませだまし取った疑いで逮捕されました。振り込ませた銀行口座は、他人名義のものでした。

**事件2** ネットオークションでパソコンを落札し、代金18万円を前払いで銀行口座に振り込みました。振り込んでから3週間たつのに商品が届かず、催促<sup>さいそく</sup>の電子メールにも返事がありません。電子メールアドレス以外に、住所・自宅電話番号などの連絡先は聞いていないため、連絡が取れなくなっていました。

## ネットショッピングとは？

インターネットを利用した通信販売のことです。ネットショッピングの魅力は、

1. 自宅で手軽に買い物ができる。
2. 世界中から商品を購入できる。
3. 値段が安いことが多い。
4. 利用者を選ばない。

などが挙げられます。

一方、その裏側には、

1. ついつい無計画な購入をしてしまう。
2. 悪質な業者にだまされる。
3. 違法な商品の購入ができてしまう。
4. クレジットカード番号が漏れたり、サインの必要がないので悪用されたりする。

などいろいろな問題があります。

信頼できる店の目安として、次の項目がわかりやすく表示されているかを参考にします。

- 販売価格 ○電話番号 ○送料
- 商品の返品の有無 ○販売業者名
- 責任者もしくは担当者名 ○住所
- 代金の支払い時期及び方法



## 被害にあわないために、あわせないために

ネットショッピング利用時の<sup>りゅうい</sup>留意事項

1. 自分のユーザID、パスワードの管理に十分注意しましょう。
2. クレジットカード決済では、セキュリティを確認し、カード番号をむやみに送信しないようにしましょう。クレジットカード決済でなく、代金引換<sup>ひきかえ</sup>やコンビニ支払いを利用すると安全です。
3. 信頼できる業者と取引をしましょう。特に個人間の取引の際には、相手の身分確認を必ず行いましょう。
4. 契約内容の確認時、安易<sup>あんい</sup>に、「はい」「Yes」をクリックせず、内容を十分に確認しましょう。

家庭で行うときは保護者の管理のもとに利用しましょう。また、親に無断でクレジットカードを使わないようにしましょう。

もし、被害にあったときは、すぐに専門機関に相談しましょう。  
栃木県の場合は、

**栃木県消費生活センター（028-665-7744）**が相談に応じてくれます。



### <ねらい>

個人情報がインターネット上ではどのように扱われる可能性があるかを知り、その対処法を理解させます。また、個人情報について理解し、それをしっかりと管理していくことの重要性について考えさせます。

### <学習の場面>

- 総合的な学習の時間、社会科、技術・家庭科、学級活動の時間等で、個人情報を扱う場面を取り入れると効果的です。
- 情報教育の指導を目的とした指導場面では、情報社会の特徴として取り上げ、個人情報保護やプライバシー保護の問題と一緒に取り扱うと効果的です。

### <指導上の留意点>

- 個人情報とは何かを理解させます。情報社会では、自分で自分の個人情報をしっかりと管理していくことの大切さをよく理解させます。
- インターネットに一度個人情報が流出すると、回収が困難であることを理解させ、個人情報を扱うときは慎重に行うことを十分に理解させます。特に、不特定多数の人たちが使うコンピュータで、個人情報を扱わないことをよく理解させます。例えば、学校のコンピュータは公的なものであるのもので、個人の楽しみで、企業の懸賞やアンケートに答えることのないように指導することが大切です。インターネットカフェ等では、キー・ロガー等のソフトウェアで個人情報が抜き取られることを知らせます。
- 家庭において、企業のアンケートや懸賞に応募するときは、責任ある企業が主催していること、書き込んだ内容が暗号化されることなどを確認して行うことが大切であることを理解させます。
- 企業のアンケートや懸賞の書き込み内容が不自然と思われるものがあるときは、書き込みをやめるか、必要最低限のものだけを書き込むことを理解させます。

### <用語>

- フィッシング【phishing】詐欺

フィッシング詐欺とは、実在の銀行・クレジットカード会社やショッピングサイトなどを装ったメールを送付し、そこにリンクを貼り付けて、その銀行・ショッピングサイトにそっくりな「罠のサイト」に呼び込み、クレジットカード番号やパスワードなどを入力させてそれを入手してしまうという詐欺です。

## ○ クッキー【Cookie】

Webサイトの提供者が、Webブラウザを通じて訪問者のコンピュータに一時的にデータを書き込んで保存させるしくみ。

Cookieにはユーザに関する情報や最後にサイトを訪れた日時、そのサイトの訪問回数などを記録しておくことができる。Cookieはユーザの識別に使われ、認証システムや、WWWによるサービスをユーザごとにカスタマイズするパーソナライズシステムの要素技術として利用される。

## ○ SSL【Secure Socket Layer】

Netscape Communications社が開発した、インターネット上で情報を暗号化して送受信する仕組み。現在インターネットで広く使われているWWWやFTPなどのデータを暗号化し、プライバシーに関わる情報やクレジットカード番号、企業秘密などを安全に送受信することができる。

## ○ 暗号化

インターネットなどのネットワークを通じて文書や画像などのデジタルデータをやり取りする際に、通信途中で第三者に盗み見られたり改ざんされたりされないよう、決まった規則に従ってデータを変換すること。暗号化、復号化には暗号表に当たる「鍵」を使うが、対になる2つの鍵を使う公開鍵暗号と、どちらにも同じ鍵を用いる秘密鍵暗号がある。

## ○ オートコンプリート機能

キーボードからの入力を補助する機能の一つで、過去の入力履歴を参照して次の入力内容を予想し、あらかじめ表示すること。表計算ソフトなどでよく採用されており、最近ではWebブラウザのアドレス入力や、ソフトウェア開発環境のエディタなどにも搭載されている。

## ○ キャッシュ

使用頻度の高いデータを高速な記憶装置に蓄えておくことにより、いちいち低速な装置から読み出す無駄を省いて高速化すること。また、その際に使われる高速な記憶装置。

## 個人情報の取り扱いに注意

インターネット上では、個人情報を取得する目的を隠して、懸賞<sup>けんしょう</sup>やアンケートを行う悪質な業者が増えてきています。個人情報を流出させないためにはどのようにしていったらよいのでしょうか。

インターネット懸賞応募のページです。懸賞に応募するつもりで記入してみましょう。

プレゼント応募ホーム

メールアドレス  @  <半角英数字>  
 ▼確認のためもう一度、コピーせず直接入力してください。  
 <半角英数字>

お名前（漢字） (姓)  (名)

お名前（フリガナ） (姓)  (名)

郵便番号  -  <例> 324-0001 <半角数字>

都道府県

郡市区

それ以降の住所  <例> 〇〇3-51-8

電話番号  -  -  <半角数字>

携帯電話番号  -  -  <半角数字>

クレジットカード番号  -  -  -  <半角数字>

有効期限 年  / 月  <半角数字>

暗証番号  <半角数字>

誕生日 年  月  日

性別 ☐ 男 ☐ 女

ページが表示されました

この懸賞応募のページでは書く必要がないものも含まれています。書いていて何かおかしいと気付くものがありましたか？

## 個人情報とは

氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、学校名、年齢など、個人を特定できる情報や、他の情報と組み合わせることにより個人を特定できる情報のことを個人情報といいます。

### <個人情報の例>

|             |                                                            |
|-------------|------------------------------------------------------------|
| 基本的な情報      | 氏名、住所、性別、生年月日、年齢、顔写真、出身地、メールアドレス                           |
| 生活・社会における情報 | 家族構成、家庭状況、住居状況、通っている学校名、学校の出席番号、成績、健康診断結果、学歴、趣味、保護者の職業・勤務地 |
| 経済活動における情報  | 預金額、取引銀行名、口座番号、クレジットカード番号、保護者の資産・預金・借金など金銭に関わる情報全般         |

## 個人情報を流出させないために

インターネット上で流れるデータは、対策を<sup>ほどこ</sup>施さない限り、その中身を見ることが可能です。SSLと呼ばれる暗号技術あるいは個人認証サービス（本人であることを保証する電子証明書）が施されていないサイトで個人情報を入力するときは注意しましょう。

### ● アンケート・懸賞募集に注意！

アンケート調査や懸賞募集のホームページには、集めた個人情報を売買する業者もいるということを理解しておきましょう。アンケート調査や懸賞に応募するときは、その主催者が信頼できるものかを判断して行いましょう。また、入力した情報が暗号化され送信（SSL）されるか確認することが大切です。

### ● 共用パソコン（インターネットカフェ等）を利用する際に注意！

学校内では教室やパソコン室のパソコン、学校外ではインターネットカフェ等の不特定多数の人たちが使うパソコンに残っているデータから、個人情報が漏れてしまう場合があります。共用パソコンを利用した後は、必ずログアウトしましょう。

### ● 個人のホームページに載せる個人情報に注意！

ホームページには不特定多数の人がアクセスします。個人のホームページであるからといって、自分の住所、名前、電話番号、学校名、家族構成、家族の<sup>ひか</sup>写真など個人を特定できる情報を公開するのは控えましょう。

### ● クレジットカード番号等の入力に注意！

ネットショッピングではクレジットカードで支払いをすることがよくあります。大変便利な機能ですが危険もあります。そのサイトが信頼できること、暗号化され送信されることを確認することが大切です。また、毎月送付されるクレジットカード使用明細書をチェックすることが必要です。

## 事例5 ユーザIDとパスワードの管理を理解しよう 指導のポイント

### <ねらい>

インターネットや携帯電話等の情報通信機器を扱うとき、ユーザID、パスワードの管理の必要性や設定の仕方について理解させます。さらに、ネット社会ではユーザID、パスワード等で個人認証されることを理解させ、事件・事故に巻き込まれないようにするにはどうしたらよいか理解させます。

### <学習の場面>

- ユーザIDとパスワードの意味について理解させたいとき
- インターネットで個人情報の取り扱いを指導するとき

### <指導上の留意点>

- インターネット上では、ユーザIDとパスワード等の電子情報によってしか個人を特定できないことや、他人に自分のユーザIDとパスワード等を知られてしまうと、他人が自分になりますことができるということを十分理解させます。
- パスワードの管理に気を付けておかないと、思わぬ不利益を被ることがあります。たとえば、パスワードを紙などにメモすると、何かしらの拍子に他人に知られる可能性があります。そこでパスワードをつけるときには、メモをしなくても覚えやすいものにする必要があることを理解させます。
- パスワードの作成・使用については次のことを理解させます。
  1. 他人に絶対教えないこと
  2. 頻繁<sup>ひんぱん</sup>に変更すること
  3. 英字、数字、記号を混合して無意味な文字列にすること
  4. 他人に推測されないようにつくること
  5. 家族の名前、生年月日、電話番号などをパスワードにしないこと
  6. インターネットカフェなど不特定多数の人たちが使用するコンピュータでは、ユーザIDやパスワードを使用しないこと
- ネットショッピングやネットオークションで、本人に断りなく、名前やクレジットカード番号、ユーザID、パスワードを勝手に使うと、たとえそれが家族のものであっても、犯罪行為になることを理解させます。このことについては、保護者にも注意を喚起<sup>かんき</sup>する機会を持つことが大切です。



## <用語>

### ○ なりすまし

他人のユーザIDやパスワードを盗用し、その人のふりをしてネットワーク上で活動すること。本来その人にしか見ることができない機密情報を盗み出したり、悪事をはたらいてその人のせいにしたりすること。

### ○ ユーザID

コンピュータの利用者（ユーザ）を識別するための標識となる文字列。ネットワーク上の「身分」や「戸籍」に当たる。

ユーザはネットワークにログオンする際に自分のユーザIDを使って本人証明を行なうと、以後ログオフするまでそのユーザIDの持ち主としてネットワークを利用できるようになる。

もし他人にユーザIDを使われれば、「なりすまし」による不正な利用が可能なため、自分のユーザIDを管理することは、最も基礎的かつ重要なセキュリティ対策である。

### ○ キー・ロガー【key logger】

ユーザがキー・ボードから入力した一連の文字シーケンス（キー・ストローク）を記録するための仕組み、またはそのためのシステムのこと。

最近では、インターネットカフェなど、公共の場所で利用できるコンピュータにキー・ロガー・プログラムをこっそりと仕掛け、使用者が入力したWebアクセスやインターネット・バンキングなどのIDやパスワード情報を収集して悪用するという犯罪も起こっている。



## ユーザIDとパスワードの管理を理解しよう

インターネットの世界では、インターネットに接続するとき、ネットオークションやネットショッピングを行うときに、個人を認証・識別するために、ユーザIDとパスワードが必要になります。ネット社会で大切なユーザIDとパスワードについて理解しましょう。

### ユーザIDとパスワードの違いは？

ユーザIDは家の住所、パスワードは家の<sup>かぎ</sup>鍵に相当します。自分のエリアに他人を侵入させないためにもきちんと管理することが大切です。



### ユーザIDとパスワードを他人に知られると？

いわゆる「なりすまし」という事件に巻き込まれることがあります。

「なりすまし」とは、他人のユーザID、パスワードを使い、他人になりすまし、<sup>いや</sup>嫌がらせのメールや電子掲示板へのいたづら<sup>どうこう</sup>投稿、ネットオークション、ネットショッピング等を行い、他人に被害を与えることです。

### ユーザIDとパスワードの作成・使用で大切なこと！

1. 他人に絶対教えないこと
2. <sup>ひんぱん</sup>頻繁に変更すること
3. 英字、数字、記号を混合して無意味な文字列にすること
4. 他人に推測されないようにつくること
5. 家族の名前、生年月日、電話番号などをパスワードにしないこと
6. インターネットカフェなど不特定多数の人たちが使用するコンピュータでは、ユーザIDやパスワードを使用しないこと

どちらのユーザID、パスワードが良いでしょうか？

e-mailアドレスが satou@tochigi.ed.jp の場合

ユーザID (1) satou (2) 66stu

パスワード (1) satou (2) kk06km

自分でユーザID、パスワードを作るとしたら

ユーザID

パスワード

## &lt;ねらい&gt;

チェーンメールはネチケットのガイドラインで禁止されており、受信者に迷惑をかけると共にネットワークに多大な負荷を与えることを理解させます。

## &lt;学習の場面&gt;

- 朝の会、帰りの会で、チェーンメールが送られてきたときの対処の仕方について説明します。
- 学級活動や道徳の授業の中で時間を取り、チェーンメールを転送するとどんな迷惑がかかるかを児童生徒に考えさせます。

## &lt;指導上の留意点&gt;

- どんなメールがチェーンメールかを理解させます。  
チェーンメールとは不幸（幸福）の手紙の電子メール版のことで、「このメールを転送してください。」と不特定多数の人にメールの転送を要求するメールをいいます。転送を要求しない普通のいたずらメールとは区別されています。
- チェーンメールはなぜ悪いかを理解させます。  
ある人がチェーンメールを10人に送ります。受け取った人のうちの2人がまた10人にメールを転送すると仮定します。これが1時間に1回起こるとすれば、24時間後、つまり24回目の転送では、1,677万人の人が10通ずつメールを転送しようとすることになります。つまり、チェーンメールが不特定多数の人に無限に転送されると、ネットワークに大変な負担がかかることになるので、チェーンメールは厳重に禁止されています。
- チェーンメールにはいろいろな種類があることを理解させます。  
チェーンメールは、恐怖系、幸福系、デマ系などいろいろな文面で転送を呼びかけます。もちろんこれらのメールの内容は全て嘘であることを理解させます。

## チェーンメールって何ですか

あなたの友達から次のようなメールが届きました。

次のメールが入ったので転送します。

RH－型の血液が不足しています。ご提供いただける方は  
△△△@×××.ne.jpまで至急ご連絡ください。また知り  
合いの方にもこのメールを転送して呼びかけてください。



1. あなたは、どのように対応しますか。<sup>がいたう</sup>該当する番号に○を付けてください。
  - a. できるだけ多くの友達にメールを転送し協力を呼びかける。
  - b. 無視して転送しない。
  - c. 転送しないし、こんなメールは転送するなと友達を注意する。
2. このメールの内容が真実で、あなたの血液型もRH－型だとしたら、あなたはどのように対応しますか。該当する番号に○を付けてください。
  - a. 表示されている連絡先に連絡する。
  - b. 無視して連絡も転送もしない。
  - c. 連絡しないが、何人かの友達にメールを転送する。
3. あなたはこのメールの内容が嘘だと分かったとしたら、あなたはどのように対応しますか。<sup>うそ</sup>該当する番号に○を付けてください。
  - a. 嘘のメールを送った友達を注意する。
  - b. 送ってきたことに腹は立てないが、何人かの友達にメールを転送する。
  - c. 送ってきたことに腹も立てず、転送もしない。
4. チェーンメールとはどんなメールのことをいうのでしょうか。該当する番号に○を付けてください。
  - a. 緊急に多くの人に連絡しなくてはならないメールのこと。
  - b. 「他の人に転送してください。」と要求しているメールのこと。
  - c. 不幸の手紙のこと。
5. チェーンメールはどこがまずいのでしょうか。該当する番号に○を付けてください。
  - a. 全てがいたずらのメールであること。
  - b. 書かれている内容は全て嘘であること。
  - c. 自分以外の人に転送すること。

## チェーンメールって何ですか(解答・解説)

### <解 答>

1. b：友達は善意から送ったのかもしれませんが、メールは無視して、友達にはチェーンメールを送ることはいけないことだと、後で注意してあげましょう。
2. b：みんなが連絡先に連絡してしまうと、受ける方は多くの人からの連絡が集中してしまうかもしれないので、たいへん迷惑をかけることになります。
3. c：友達は善意から送ったのかもしれませんが、メールは転送せずに、友達にはチェーンメールを送ることはいけないことだと、後で注意してあげましょう。
4. b：転送を要求するメールは全てチェーンメールになります。
5. c：メールに書かれていることは全てが嘘とは限りませんし、送ってきた人はだれもがだますつもりだったとは限りません。転送を要求するという方法が悪いのです。

### <解 説>

#### チェーンメールの種類

##### ☆ 恐怖系のメール

メールを転送しないと「不幸になる」「呪われる」などと、読む人の恐怖をかき立てて転送させようとするもの。

##### ☆ 幸福系のメール

メールを転送すれば「幸福になります」「すてきな出会いがあります」「着メロが手に入ります」などと、読む人の心をくすぐって転送させようとするもの。

##### ☆ デマ系のメール

「恐怖系」「幸福系」は、とにかくメールを転送させることを意図して作られているのに対して、「デマ系」は、特定人物に対する誹謗中傷、人の善意を利用するもの（「輸血依頼」、<sup>ひぼうちゅうしょう</sup>「コンピュータウィルスの警告」など）のように、メールによって流される「情報」そのものを意図して作られたもの。

※ チェーンメールの禁止については、RFC 1855というネチケットガイドラインに記載されています。

(<http://www.p.chiba-u.ac.jp/lab/bukka/rfc/rfc1855j.html>)

※ チェーンメールを受け取って自分のところで止めるのがどうしてもできない人は、チェーンメールを受け取ってくれるメール墓場などに送れば処理してくれます。

Mail Cemetery - メール墓場 - (<http://peachfizz.com/cleanup/chain.htm>)



## 事例7 掲示板のトラブルに巻き込まれないために 指導のポイント

### <ねらい>

掲示板への書き込みによる事件・事故を理解し、書き込みを行うときのマナーや掲示板の仕組みについて理解させます。また、掲示板などの文字だけのコミュニケーションは相手に自分の考えを十分に伝えるのは難しいことを理解させます。

### <学習の場面>

- 掲示板を活用する授業の場面の指導資料として活用すると効果的です。
- 朝の会、帰りの会の講話の資料として取り扱うことができます。

### <指導上の留意点>

- 掲示板とは、ネットワーク上にある電子的な掲示板です。そこで不特定多数の人たちと時間、場所に関係なく、情報交換、交流ができます。しかし、インターネット上の掲示板は、仮想社会であることを十分認識させ、現実社会と同様のルールを守ることが大切であることを理解させます。
- インターネット上の掲示板で、本名を名乗る例はあまりみられません。ほとんどの場合、ハンドルネームを使い、コミュニケーションをとっています。学校内で掲示板を運用するときは、個人名で書き込みをさせる場合がほとんどです。ここに、掲示板の指導をするときの難しさがあります。
- 掲示板は言葉だけで相手に物事を伝えるため、その書き方によっては相手に不愉快な思いをさせたり、知らず知らずのうちに傷つけたりすることがあることを理解させます。
- 掲示板の活用については、子どもの発達段階に合わせて、継続的に指導していくことが大切です。
- 掲示板の良い点と悪い点を理解させます。
  - 良い点 学校で利用する場合は、学年を超えて情報交換ができます。子どもと子ども、子どもと教員、子どもと学校外の人たちなどとリアルタイムで情報交換ができます。
  - 悪い点 掲示板の情報交換は文字だけの会話なので、自分の意志が十分伝わらないことや、発言が過激になることがあります。また、匿名性が高いため、書き込み内容の信憑性が低い場合があることを理解させましょう。
- インターネットの掲示板は、匿名性が高いため、トラブルが発生するとエスカレートする傾向がみられます。また、殺人の予告など犯罪予告に使われることがあります。おもしろ半分のいたずらが大きな犯罪になってしまうことを理解させる必要があります。
- 対立や反論の発言をすると、一層エスカレートする場合があります。対処法としては、「無視するのがベスト」であることを理解させましょう。

## <用語>

### ○ ハンドルネーム

インターネットやパソコン通信上で使用されるニックネームのこと。特にチャットやインターネット上の掲示板では、個人を簡単に識別する手段として頻繁に使われる。ハンドルネームを名乗ることによって、本名を明かさずにコミュニケーションをとることが可能になり、ネットワーク上でのプライバシー防衛の一つの手段となる。本名を公開することに抵抗がない人でも、カジュアルな印象を与えるハンドルネームで日常的な活動を行うことが多い。ハンドルネームは本人の好きなように名乗ることができるが、あまりにも一般的な名称や著名な名称は、他人との重複が起りやすいなどの問題があるため、避けられる傾向にある。

### ○ チャット

コンピュータネットワークを通じてリアルタイムに文字ベースの会話を行なうシステム。1対1で行なうものや、同時に多人数が参加して行なうものがある。

### ○ アバター

チャットなどのコミュニケーションツールで、自分の分身として画面上に登場するキャラクター。ゲームの主人公のキャラクターのことはアバターとは呼ばない。マンガ風のキャラクターが使われることが多く、人間だけでなく動物やロボットなどを選択できたり、髪型や服装、装飾品などを選んでオリジナルのキャラクターを作成できるようになっている場合もある。パソコンの処理速度の向上に伴い、アニメーションや3次元グラフィックスを応用したシステムも登場している。

ネット上のコミュニケーションは伝統的に文字だけで行なわれていたが、アバターを使うことによって、実世界のコミュニケーションと同じように表情や動作による豊かな表現が可能となった。ただし、文字でのやり取りに慣れたネットのヘビーユーザは、文字による表現に不足や違和感を感じないため、アバターを好んで使うのは、初心者や子どもが多いといわれている。

### ○ ブログ

個人運営で日々更新される日記的なWebサイトの総称。一般的には、単なる日記サイト（著者の行動記録）ではなく、ネットで見つけたおもしろいニュース記事やWebサイトへのリンクを張り、そこに自分の評論を書き加えた記事が時系列に配置されているWebサイトのこととされているが、厳密な定義はない。

## 掲示板のトラブルに巻き込まれないために

インターネットや携帯電話の普及により、誰もが気軽に掲示板に参加し、時間と場所を越えて情報交換や交流ができるようになりました。それに伴い、掲示板に関わる事件・事故が増加しています。掲示板に参加するときのルールとマナーについて考えていきましょう。

### 掲示板（BBS）の特徴は？

インターネット上の掲示板には、多くの話題についての意見交換や、情報提供があります。また、ほとんどの場合、自分の意見を匿名で書き込み、瞬時に多くの人に伝えることができます。インターネット上の掲示板ならではの最大のメリットでしょう。

ただし、匿名であるためにトラブルが発生するとエスカレートすることがあります。インターネットの仮想社会も現実社会と同様のルールやマナーがあることを理解しましょう。



（※BBSは、Bulletin Board System略で電子掲示板の意味）

### 掲示板の書き込みのフォーム例です

A screenshot of a web browser window displaying a BBS (Bulletin Board System) posting form. The browser is Microsoft Internet Explorer. The form has fields for 'タイトル' (Title), '名前' (Name), 'E-mail', and '内容' (Content). At the bottom are buttons for '書き込み' (Post) and 'リセット' (Reset). Two callout boxes provide additional information: one points to the '名前' field stating that real names are not typically used, and the other points to the '書き込み' button stating that clicking it posts the message to the internet.

インターネット上では実名を名乗ることはほとんどありません

書き込みのボタンをクリックするとすぐにインターネット上に掲示されます

## 掲示板への書き込みによって起きた事件

**事件1** インターネットの地域の話題などでコミュニケーションを図る掲示板に、実在する女子高校生の名前の一部を伏せ字にし「暴行をする計画を先輩と立てたから、参加したいやつ集まれ」などと集団暴行を予告し、犯行への参加をあおる内容の書き込みをした疑いで、高校1年の男子生徒が脅迫の疑いで書類送検された。

**事件2** 掲示板「2ちゃんねる」に「小学生等を殺害しまくります」と書き込み、翌日、地域内の小学校が集団下校の措置を取り、このうち数十校が授業や会議を中止するなど、業務の妨害をした疑いで、男性（28）が逮捕された。

## 事件・事故に巻き込まれないために

掲示板などの文字情報だけの世界では、自分の本当の気持ちが伝わらない場合が多いものです。また、面と向かっていえないことでも、文字では簡単に書いてしまいます。軽い冗談のつもりが、相手の心を深く傷つける場合があることを理解しましょう。また、掲示板に書かれている情報はうのみにせず、疑ってかかることも必要です。

トラブルに巻き込まれそうになったら、「無視する」のが一番です。また、トラブルに巻き込まれたら、一層エスカレートする傾向があるので、なるべく早い時期に、警察や消費生活センターなどに相談しましょう。



顔が見えるコミュニケーション



顔が見えない、文字だけのコミュニケーション

### <ねらい>

著作権について意識させるには、日常の学校生活の様々な場面で適宜ふれていくことが大切になります。このワークシートは、日常よく見かける身近な話題をとおして、許諾をとることの大切さを考えさせることがねらいです。併せて、プライバシーや肖像権についても理解させるとともに、損害賠償につながる危険性についても理解させます。

### <学習の場面>

- 朝の会、帰りの会で、著作権やプライバシーについて説明するときに取り扱うと効果的です。
- 学級活動や道徳の授業の中で時間を取り、物の貸し借りを例に出し、許諾をとることの大切さについて、児童生徒に考えさせるときに取り扱うと効果的です。

### <指導上の留意点>

- 黙って使ったことは **無断利用（許諾をとらない）の問題**であることを理解させます。

「友達どうしなのだから貸し借りは当たり前」というのは勝手な都合。「親しき仲にも礼儀あり」のことわざにあるよう、許諾をとるなどの礼儀正しく接することを理解させたい。

- 筆箱の中をのぞかれたことは **プライバシー侵害の問題**であることを理解させます。  
「筆箱の中を見たくらいでうるさく言うな」というのは勝手な都合。人に見せたくないものがあるかもしれず、プライバシーの侵害にあたることを理解させたい。

- 鉛筆が減ってしまったことは **損害賠償の問題**であることを理解させます。  
「ちょっと使った程度でうるさく言うな」というのは勝手な都合。損害賠償の手続きがとられることもあることを理解させたい。

- 情報社会における **著作権などの問題**について理解させます。  
情報社会における著作権などの問題は、身近な無断借用の問題と同じであることにふれ、著作権、プライバシー、肖像権について理解させたい。

※ ホームページの画像や音楽CDなど、著作権者が直接見えないものでも、著作権を無視すると相手に損害を与え、損害賠償に発展することを理解させます。



## <配付資料>

# きょだく 許諾をとるってどういうこと

鉛筆を忘れたあなたは、隣のAさんが席を離れている間に、Aさんに黙って鉛筆を借りて使いました。席に戻ったAさんはそのことに気付いてとても怒っています。

1. Aさんは何に対して怒っていると思いますか。いちばん怒っていることと思うものに○を付けてください。

- a. あなたが黙って使ったことに対して怒っている。
- b. 筆箱の中をのぞかれたことに対して怒っている。
- c. 鉛筆が減ってしまったことに対して怒っている。



2. Aさんが怒っている理由があなたの思ったとおりだとします。そのことに対してどう思いますか。

3. 今までに、自分の所有物を他人に無断で使われていやな思いをしたことはありますか。それはどんなことがいやだったのでしょうか。

4. 次の中で、今までにやったことがあるものに○を付けてください。

- a. 友達が所有する音楽CDを借りてコピーしたことがある。
- b. レンタルビデオやCDを借りて自分用にコピーしたことがある。
- c. 友達が所有するパソコンソフトを借りて、自分のパソコンにインストールしたことがある。
- d. ホームページ上の画像や写真などを使ってレポートやはがきを作ったことがある。
- e. 人物を撮った写真を、その人に無断で他の人に渡したことがある。



## 事例9 インターネット時代の著作権を理解しよう 指導のポイント

### <ねらい>

テクノロジーの発達により、たやすく情報のコピーを作ることができるようになったことを理解させます。さらに、情報の受け手側から情報を発信する側になれることを理解させ、著作権についてどのように考えていくかを理解させます。

### <学習の場面>

- 総合的学習の時間、技術・家庭科、学級活動の時間で、著作権について取り扱うと効果的です。
- 情報教育の指導を目的とした指導場面では、著作権の学習の導入として取り扱うと効果的です。

### <指導上の留意点>

- 情報社会が進み、誰でも容易に情報を複製することができるようになりました。特に、インターネットやパソコンの発達に伴い、情報の複製だけでなく、情報を発信・交換ができる時代になりました。ネットワーク社会では、基本的なルールの一つである「著作権」について正確な知識と理解が必要です。
- 著作権を知らないではすまされない時代になりました。これからのネットワーク社会では、必須の知識であるということを理解させます。
- 知らないと自分が損をする、犯罪の加害者・被害者になってしまうということを理解させます。
- 他人のものを使うときは許諾が必要であることを十分理解させます。「利用してはいけない」のではなく、他人のものを無断で使うことがいけないということを理解させます。

### <資 料>

財団法人 著作権情報センター <http://www.cric.or.jp/index.html>

教師のための著作権Q&A <http://www.japet.or.jp/ideaqa/index.html>

## 著作権確認テスト（教員向け）

以下の記述について正しいものには○、誤っているものには×をつけなさい。

1. 人間の思想や感情を創作的に表現したものを「著作物」といい、著作権法で保護される。
2. 著作権法は、人間の文化的な創作物を創作した人の権利を保護することで、文化の発展を促すことを目的とした法律である。
3. 「著作物」を創作した人は、「著作者」と呼ばれる。
4. 絵（著作物）を創作するためのアイディアも著作権法で保護される。
5. 日本人のつくった著作物は、日本国内でしか保護されない。
6. 著作権は、創作者の生存中および死後50年間保護される。
7. 著作権法に関する違法行為を行うと、3年以下の懲役または300万円以下の罰金に処せられる場合がある。
8. 教員は、教育用ソフトウェアをコピーしても、授業のためなら違法にはならない。
9. 教員は、自分の授業で使うのなら、ワークブックを印刷して児童生徒に配ってもよい。
10. 教員は、自分の授業で使うのなら、新聞記事を印刷して児童生徒に配ってもよい。
11. 著作権法に関する違法行為とは知らずに行っても、損害賠償の請求を受けることがある。
12. 児童生徒の作品を、許可を得ずに学校のホームページに掲載してもよい。
13. 学校長から依頼され研究紀要に掲載した自分の文章は、学校に著作権（財産権）がある。
14. 児童生徒が調べ学習のために、新聞記事などをコピーして、他の児童生徒に配ってもよい。
15. 児童生徒の作文が今一つおもしろくないので、教員が手直しをした。教育目的だから問題はない。
16. 市販のいくつかの旅行ガイドブックから部分的に記事をコピーして、修学旅行の報告として学校のホームページに掲載した。
17. 気に入った絵をデジタル化して、変更を加え、発表した。変更は自分の創作なので、元の絵の著作者の著作人格権の侵害にはならない。
18. 自分の論文に他人の著作物を利用しても、「引用」であれば許諾を取る必要はない。
19. 著作物を複製したり加工したりしたいときには、著作者の許諾を得る必要がある。
20. ファイル交換ソフトを使って、アイドルのCDのデータをダウンロードできるように公開することは、著作権法違反になる。

----- 折 れ 線 -----

|    |     |     |     |     |     |     |     |    |    |     |     |     |     |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|-----|-----|-----|-----|
| 解答 | 1○  | 2○  | 3○  | 4×  | 5×  | 6○  | 7○  | 8× | 9× | 10○ | 11○ | 12× | 13○ |
|    | 14○ | 15× | 16× | 17× | 18○ | 19○ | 20○ |    |    |     |     |     |     |

## インターネット時代の著作権を理解しよう

コンピュータやインターネットなどのテクノロジーの発達により、多くの情報を簡単に発信できる時代になりました。これからは、どのようなことに気を付けなければならないのでしょうか。

### 著作権クイズ

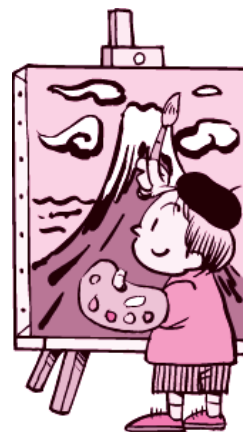
正しいと思うものには○、間違いと思うものには×をつけましょう。

- 1 ( ) 授業中に書いた自分の作文にも著作権がある。
- 2 ( ) 夏目漱石<sup>なつめ そうせき</sup>の小説をWebページに掲載<sup>けいさい</sup>することはよい。
- 3 ( ) 自分のWebページのBGMとして、自分で買ったCDの音楽を流してもよい。
- 4 ( ) 借りてきたCDを別のCDに録音して、友人にあげてもよい。
- 5 ( ) CDから気に入った曲を選んで、オリジナルのCDを作ってもよい。
- 6 ( ) 自分で考えた作品が完成したら、他の人と似てしまったが問題ない。
- 7 ( ) まんがのキャラクターをWebページに掲載することは自由である。

文字・音声・画像などの情報がデジタル化されたことで、質を落とさずに情報を複製できる時代になりました。また、デジタルカメラ、パソコン、インターネットの急速な発達、コピー機やコンピュータをもちいて、誰もが簡単に複製品を作ることができるようになりました。このことにより、著作権が様々な場面で注目を集めるようになりました。

コンピュータのソフトウェアや、アニメのキャラクター、友達や誰かが書いた文章、絵や写真などは、すべて勝手に使うことはできません。

インターネット上では、簡単に絵や文章が手に入るため、著作権を守らない人がたくさんいます。けれども、誰か他の人が書いた文章や絵を、自分が作るWebページや宿題のレポートなどに使うときには、著作権のことを考えなければなりません。



**著作権で大切なことは、許諾を得ることです。**

誰かが作成した著作物（文章、絵、写真、コンピュータのプログラム等）を勝手に使うことは許されません。使うときは許諾を得ることが必要です。



具体的にやってはいけない例には次のようなものがあります。

- 友だちが作ったWebページの文章や写真を勝手に使うこと。
- 本、雑誌、新聞などの文章や絵、写真を勝手に使うこと。
- テレビやビデオから取りこんだ映像を使うこと。
- まんがやアニメにでてくるキャラクターをまねてかいた絵を使うこと。
- 音楽や歌詞を勝手に使うこと。
- 友だちからの電子メールの内容を、友達の許可なしに勝手に使うこと。
- 掲示板の文章を勝手に使うこと。



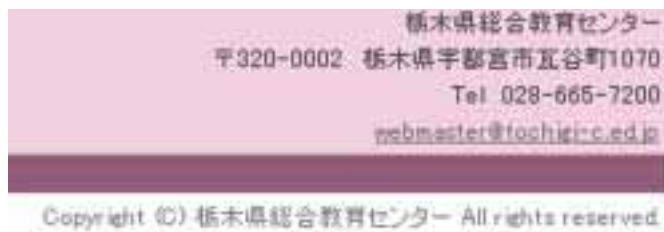
**これらはすべて違法行為です**

### 著作権侵害の事件例

- 事件 1** ファイル交換ソフトを使い、インターネット上で映画をダウンロードできるようにしたとして、著作権法違反の罪に問われた男性に対し、裁判所は、懲役1年、執行猶予3年（求刑懲役1年）の判決を下した。
- 事件 2** 神社の境内で行われていた祭で、海賊版DVDを販売していた男が、著作権法違反容疑で現行犯逮捕されました。
- 事件 3** ネットオークションを利用して、映画の海賊版DVDを販売していた男性が著作権法違反の容疑で逮捕されました。

### Copyright(C) とは？

Copyright(C) の (C) は「マルシーマーク（英語読みでは、サークルシー）」と読み、著作権があることの表示です。本来は、丸印の中にCを記載しますが、パソコン等で入力するときは、括弧でもかまいません。身の周りの著作物を見て、(C) マークがどの場所に記されているか、確認してみてください。



クイズの解答 1○ 2○ 3× 4× 5○ 6○ 7×



### <ねらい>

コンピュータネットワークを通じて他人のコンピュータに不正にアクセスする（しようとする）ことは、住居侵入などと同じように犯罪行為であることを理解させます。

ここでは、不正アクセス行為とはどのような行為かを理解させ、絶対に行ってはならないという態度を身に付けさせます。

### <学習の場面>

- 学級活動・総合的な学習の時間などで、コンピュータの活用時に取り扱うと効果的です。
- 普通教科情報や社会科などで、個人情報保護やプライバシー保護の問題と一緒に取り扱うと効果的です。

### <指導上の留意点>

- 未成年者の不正アクセスに関する事件が増加しています。特に、オンラインゲームやネットオークションで、他人のIDとパスワードを利用するなどの安易な例がほとんどです。
- 好奇心や遊び心から「ちょっとやってみた」ことが、本人も予想しないトラブルに発展することがあります。絶対にやってはいけないという強い姿勢で指導することが大切です。
- 被害にあわないための対策について、自分がコンピュータのユーザであれば知っていることが大切であることを理解させます。

### <用語>

#### ○ ハッカー

コンピュータの高い技術を持った人のことをいいますが、技術を悪用して他人のコンピュータに侵入・破壊を行なう者を指すこともあります。本来「ハッカー」には悪い意味はなかったといわれています。

#### ○ クラッカー

悪意を持って、インターネットなどのネットワークを通じて外部から侵入し、他人のコンピュータのデータを盗み見たり、改ざん・破壊などを行なう者のことをいいます。

#### ○ 不正アクセスの禁止等に関する法律

アクセスが制限されたコンピュータネットワークに、不正に入手した他人のID・パスワードでアクセスしたり、セキュリティ・ホールなどをついた攻撃をしかけ侵入することを禁止した法律です。不正アクセス行為には、1年以下の懲役または50万円以下の罰金が課せられます。

#### ○ 不正アクセスの事件に関する資料

警察庁サイバー犯罪対策 <http://www.npa.go.jp/cyber/>

不正アクセスに関連した事件の検挙件数、事件の事例、傾向などの資料が掲載されています。

## ＜資 料＞

### 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（一部抜粋）

#### （目 的）

第一条 この法律は、不正アクセス行為を禁止するとともに、これについての罰則及びその再発防止のための都道府県公安委員会による援助措置等を定めることにより、電気通信回線を通じて行われる電子計算機に係る犯罪の防止及びアクセス制御機能により実現される電気通信に関する秩序の維持を図り、もって高度情報通信社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

#### （定 義）

第二条 この法律において「アクセス管理者」とは、電気通信回線に接続している電子計算機（以下「特定電子計算機」という。）の利用（当該電気通信回線を通じて行うものに限る。以下「特定利用」という。）につき当該特定電子計算機の動作を管理する者をいう。

2 この法律において「識別符号」とは、特定電子計算機の特定利用をすることについて当該特定利用に係るアクセス管理者の許諾を得た者（以下「利用権者」という。）及び当該アクセス管理者（以下この項において「利用権者等」という。）に、当該アクセス管理者において当該利用権者等を他の利用権者等と区別して識別することができるように付される符号であって、次のいずれかに該当するもの又は次のいずれかに該当する符号とその他の符号を組み合わせたものをいう。

一 当該アクセス管理者によってその内容をみだりに第三者に知らせてはならないものとされている符号

二 当該利用権者等の身体の一部若しくは一部の影像又は音声を用いて当該アクセス管理者が定める方法により作成される符号

三 当該利用権者等の署名を用いて当該アクセス管理者が定める方法により作成される符号

3 この法律において「アクセス制御機能」とは、特定電子計算機の特定利用を自動的に制御するために当該特定利用に係るアクセス管理者によって当該特定電子計算機又は当該特定電子計算機に電気通信回線を介して接続された他の特定電子計算機に付加されている機能であって、当該特定利用をしようとする者により当該機能を有する特定電子計算機に入力された符号が当該特定利用に係る識別符号（識別符号を用いて当該アクセス管理者の定める方法により作成される符号と当該識別符号の一部を組み合わせた符号を含む。次条第二項第一号及び第二号において同じ。）であることを確認して、当該特定利用の制限の全部又は一部を解除するものをいう。

#### （不正アクセス行為の禁止）

第三条 何人も、不正アクセス行為をしてはならない。

2 前項に規定する不正アクセス行為とは、次の各号の一に該当する行為をいう。

一 アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能に係る他人の識別符号を入力して当該特定電子計算機を作動させ、当該アクセス制御機能により制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為（当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者がするもの及び当該アクセス管理者又は当該識別符号に係る利用権者の承諾を得てするものを除く。）

二 アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能による特定利用の制限を免れることができる情報（識別符号であるものを除く。）又は指令を入力して当該特定電子計算機を作動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為（当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者がするもの及び当該アクセス管理者の承諾を得てするものを除く。次号において同じ。）

三 電気通信回線を介して接続された他の特定電子計算機が有するアクセス制御機能によりその特定利用を制限されている特定電子計算機に電気通信回線を通じてその制限を免れることができる情報又は指令を入力して当該特定電子計算機を作動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為

#### （不正アクセス行為を助長する行為の禁止）

第四条 何人も、アクセス制御機能に係る他人の識別符号を、その識別符号がどの特定電子計算機の特定利用に係るものであるかを明らかにして、又はこれを知っている者の求めに応じて、当該アクセス制御機能に係るアクセス管理者及び当該識別符号に係る利用権者以外の者に提供してはならない。ただし、当該アクセス管理者がする場合又は当該アクセス管理者若しくは当該利用権者の承諾を得てする場合は、この限りでない。

## 不正アクセスは<sup>しょばつ</sup>処罰されます

他人の家に無断で立ち入って、物を盗んだり、いたづらをしたりすることが犯罪になることはだれでも知っています。コンピュータネットワークの世界でも他人のコンピュータを勝手に操作したり、データを盗んだり、壊したり、書きかえたりすることは犯罪になります。絶対に行ってはいけません。

コンピュータネットワークの世界では、大人と子どもの垣根はありません。不正アクセスをすると、小学生・中学生・高校生でも、法律で罰せられます。

### 不正アクセスとは



#### こんなことをすると不正アクセスになります

- 他人のID・パスワードなどを悪用して不正にネットワークに侵入し、ファイルを盗み見たり、削除・改変したりすること。
- コンピュータソフトのプログラムにある不備なところ（セキュリティホール）を利用して侵入し、パスワードなどの情報を取得したり、迷惑メールをばらまいたり、他人のホームページを改変したりすること。



ネットワークを使って他人のコンピュータに侵入しただけで犯罪となります

#### 身近な例では、こんなことも不正アクセスです

- オンラインゲーム上で、他人のユーザIDとパスワードで、他人になりすましてログインし、他人のキャラクターの装備品やアイテムを自分のキャラクターに移し替える。
- 他人のIDとパスワードを使用してネットオークションのサイトにアクセスし、出品したり入札したりする。

#### 〇〇ネットオークション

| 会員ログイン                                    |        |
|-------------------------------------------|--------|
| ID                                        | ABCD-F |
| パスワード                                     | *****  |
| <a href="#">パスワードを忘れてしまった人は<br/>こちらから</a> |        |

××君のパスワードは何だっけ？

内緒でこのチケット売ってみよう

#### 「不正アクセスを助ける行為」も犯罪です

- 友達、他人のIDやパスワードを聞き出し、あるいは不正な手段で手に入れ、それを誰かに教える。
- 誰かにコンピュータへの侵入の仕方などの技術を教えたり、ソフトウェアなどをやったりする。
- 自分のコンピュータに不正アクセスされ、それを経由して別なコンピュータに侵入されたときにそれを放置しておく。

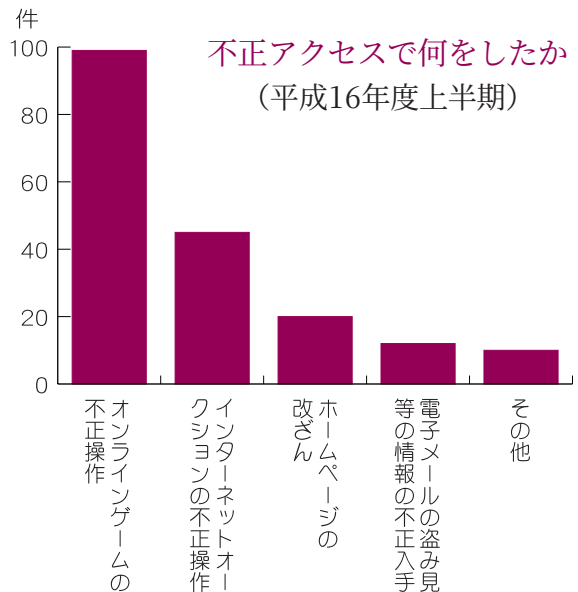
## 未成年者の起こす事件がふえています

不正アクセスをしているという自覚がないままに事件を起こしている傾向があります。



### 犯行の動機<sup>1</sup>の上位5（平成16年度上半期）

- 1位 ゲームアイテムを不正取得
- 2位 いやがらせや仕返し
- 3位 好奇心を満たすまたはいたづら
- 4位 不正に金を得る
- 5位 情報を不正に入手する



**事件1** 中学生(14)らが、オンラインゲームで使用するアイテムを他人から取得する目的で、電子メール等を利用して「アイテムを譲る」等と言葉巧みに持ちかけてだます方法で、他人が使用するオンラインゲーム・サービス用ID15個のパスワードを入手してアクセスし、他人が保有するアイテムを自分の保有となるよう移動した。

**事件2** 高校生(15)が、自己の技量を試し、愉快感を味わうために、Webサーバのホームページ管理プログラムに存在するセキュリティ・ホールを攻撃し、約23カ国・地域の140のWebサーバにアクセスしてホームページを改変した。

資料：警察庁サイバー犯罪対策 による <http://www.npa.go.jp/cyber/>

## 被害にあわないために

- インターネットを利用する際には、ユーザIDとパスワードをきちんと管理することが最も大切です。他人に教えたり、わかりやすいパスワードを設定したりしてはいけません。
- コンピュータのセキュリティホールの修正プログラム（セキュリティパッチなどという）を常に適用する。（方法などがわからないときは、コンピュータの管理をしている人に相談しましょう）
- 自宅のコンピュータなどで、インターネットがADSLやケーブルテレビなどで常時接続になっていても、使用していないときは電源を切っておく。
- ゲームセンター、ゲーム喫茶、他人所有のパソコンなどでIDやパスワードを入力するサイトにアクセスしない。

## 不正アクセスに気づいたときは

- 被害の拡大を防ぐために、被害を受けたコンピュータをネットワークから切り離す。（インターネット回線につながっている線を抜く）
- 抜いた後は、コンピュータはそのままにしておく。（シャットダウン、再起動などをしていない）
- 最寄りの警察署、またはハイテク犯罪対策総合センターハイテク犯罪相談窓口（03-3431-8109）へ通報する。



## 事例11 だれもが迷わくコンピュータウイルス 指導のポイント

### <ねらい>

コンピュータウイルスの被害の危険性を認識し、感染させないための心がけと対応法及び感染してしまった場合の対処法を身に付けさせます。

### <学習の場面>

- 学級活動や授業などでコンピュータを活用する際に、取り上げて指導すると効果的です。

### <指導上の留意点>

- コンピュータウイルス問題は、組織のネットワークでは対応がきちんとしてきています。それにもかかわらず、ネットワーク上にメール等でばらまかれるウイルスが減らないのは、コンピュータの初心者が、家庭などでウイルス対策をしていないために、感染したコンピュータをそのまま利用していることが原因といわれています。そのことを踏まえ、コンピュータを使う場合に責任を持つことの大切さを理解させ、きちんとした対応をとれるように指導します。
- ワークシートでは、まず学校のコンピュータで記入の方法などを指導し、自宅でコンピュータを利用している児童生徒には、そのコンピュータでチェックしてくるように指導します。
- 理論的に知っているだけでなく、技術として対応できる力をつけることが必要なので、実際にコンピュータを操作させながら、具体的に指導することが大切です。

### <用語>

#### ○ トロイの木馬

便利なソフトウェアに見せかけて、ユーザに被害を与える不正なプログラムをいいます。

プログラム自体に感染機能はなく、感染増殖することはありません。プログラムの内部にウイルスを隠し、コンピュータに組み込んだり、コンピュータ内のファイルをインターネット上に送信してしまったり、ファイルやディスクの内容を破壊するなどの機能を持たせるなどさまざまな被害を及ぼすようになります。

#### ○ マクロウイルス

MS WordやMS Excelのマクロ形式のプログラムを含むファイルに感染します。

このウイルスに感染されたファイルを開くと、コンピュータがウイルスに感染します。これらの文書ファイル、表計算ファイルのやり取りだけで、ウイルスが拡散していきます。

#### ○ ワーム

通常のウイルスは感染対象のプログラムを必要としますが、ワームは、感染対象となるプログラムがなく、自分自身を複製して増殖します。

ネットワークに接続されている他のマシンに出現し、ネットワーク内を這い回るように見えることから、「ワーム」という名称が付けられています。

#### ○ ワクチンソフト

ウイルスを検査、駆除するソフトウェアのことです。

最新のウイルスは症状からの発見が難しいものが多いため、常にワクチンソフトでのウイルス検査が欠かせません。新しいウイルスが次々と出現していますので、漏らさず発見するには、新種のウイルスを検出するためのウイルスパターンファイル（ウイルス定義ファイル）を絶えず更新することが大切です。



## ○ 添付ファイル

eメールでは、本文とは別に送付するファイルをいいます。添付するファイルのサイズには制限がありますが、ファイルの種類は問いません。

ウイルスが感染することができるファイル（プログラム、MS Word、MS Excelなどの文書ファイル、表計算ファイルなど）も、添付できますので、これらの感染したファイルを受信した場合は、ファイルを開いたりプログラムを実行するとウイルスが活動を始めます。

eメールで添付ファイルがある場合には、ウイルスチェックをしてから開いたり、実行したりしましょう。また、添付ファイルを送信するときにもウイルスチェックをしてから送信するなどのマナーが求められます。

## ○ セキュリティパッチ

セキュリティパッチとは、OSやアプリケーションなどでセキュリティホール（セキュリティ上の弱いところ）に対する、修正プログラムのことをいいます。

セキュリティホールは、絶えず新しく発見されていますので、セキュリティホール発見の情報とその対応方法をインターネット等で確認し、できるだけ早くパッチを適用することが必要です。

## <資 料>

### 今までに社会的に大きな問題になったウイルス

ウイルスの蔓延はネットワークに負荷をかけ、コンピュータにはデータの漏洩や破壊など大きな被害を与え、ネット社会の深刻な問題となっています。

2004年5月 W32/Netskyのウイルスメールが猛威

添付ファイルを開かなくても、メールをプレビューしただけで感染するものもあった。あまり症状がでないことから、自分が感染していることに気付かず、他へウイルスメールの送信を行っているケースが多かった。

2003年8月 W32/MSBlaster 史上最大の被害を引き起こした

Windowsのセキュリティホールを悪用し、インターネットに接続されたコンピュータであれば、メール受信をしなくてもホームページを見ていなくても感染してしまうワームであった。

会社内で感染が広まり、ワームによる不要なトラフィックでネットワークが混雑し、業務に支障をきたしたり、ワームに感染しなくても外部からのアクセスによりパソコンの動作が重くなったりした。

2002年5月 W32/Klezウイルス蔓延

このウイルスは、データを破壊し、気付かずにいるとすべてのデータを失うという被害の大きい種類であった。

自動的にメールの添付ファイルの形でばらまかれ、しかもメールの差出人を詐称するため、どのコンピュータから送られたのか分からないという特徴があった。

2001年9月 複数の感染経路を持ち、実害も大きいW32/Nimdaウイルス

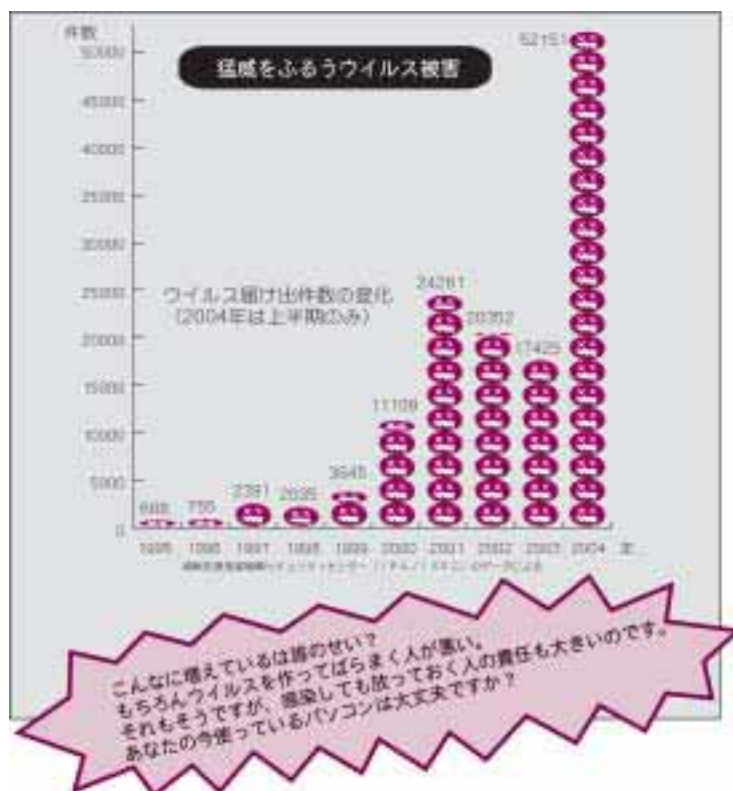
このウイルスは、ホームページを閲覧するだけで感染したり、メールをプレビューするだけで感染するなど複数の手段で感染する性質があった。Webサーバが感染した場合には、サーバ上のWebページが、ウイルスをダウンロードするように改ざんされるため、そのサイトを見ただけそのコンピュータはウイルスに感染した。

## だれもが迷わくコンピュータウイルス

「ウイルスに感染させない、ばらまかない！！」  
自分の使うパソコンには責任を持ちましょう

コンピュータウイルスとは、意図的にコンピュータに被害を与えるように作られたプログラムのことをいいます。感染するとデータを勝手に削除したり、内部のプログラムを書き換えたりして、大きな被害を与えます。また、感染したコンピュータをそのまま使い続けると、ネットワークを通して他のコンピュータに次々と伝染し被害が拡大していきます。

ウイルスの危険性を認識し、感染しないための対応と、万一感染したときの対処法を身に付けておきましょう。



### こんな症状がでたら赤信号



W32/Hybrisの発病画面



W32/Magistrの発病画面

#### 異常な画面

- ・音楽が演奏される。
- ・異常なメッセージが表示される。
- ・画面表示が崩れる。
- ・システムが立ち上がらない。
- ・システムの立ち上げに異常に時間がかかる。
- ・システムがハングアップする。
- ・ユーザの意図しないディスクアクセスがおこる。
- ・ファイルが削除、破壊される。
- ・ディスクが破壊される。

出典：情報処理推進機構セキュリティセンター（IPA／ISEC）

※ほとんど症状のないウイルスもあります

## パソコンユーザのためのウイルス対策 7か条

### 1. 最新のウイルス定義ファイルに更新しワクチンソフトを活用すること

次々に新種ウイルスができています。最新のウイルス定義ファイルに更新したワクチンソフトで検査を行うことが重要です。

### 2. メールの添付ファイルは、開く前にウイルス検査を行うこと

受け取った電子メールに添付ファイルが付いている場合は、開く前にウイルス検査を行いましょう。また電子メールにファイルを添付するときは、ウイルス検査を行ってから添付しましょう。

### 3. ダウンロードしたファイルは、使用する前にウイルス検査を行うこと

インターネットからファイルをダウンロードした場合は、使用する前にウイルス検査を行いましょう。また、信頼できないサイトからのファイルのダウンロードは避けましょう。

### 4. アプリケーションのセキュリティ機能を活用すること

マイクロソフト社のWordやExcelのデータファイルを開くときに、マクロ機能の自動実行を無効にするなど、アプリケーションに搭載されているセキュリティ機能を活用しましょう。

### 5. セキュリティパッチをあてること

セキュリティホールのあるソフトウェアを使用していると、インターネットに接続した時点で、ウイルスに感染してしまうことがあります。このようなセキュリティホールは、絶えず発見されているので、使用しているソフトウェア（特に、メーラー、ブラウザ）に関してメーカーのホームページなどの情報を定期的に確認し、最新のセキュリティパッチをあてるようにしましょう。

### 6. ウイルス感染の兆候を見逃さないこと

下記のような兆候を見逃さず、ウイルス感染の可能性が考えられる場合、ウイルス検査を行いましょう。

- (1) システムやアプリケーションが頻繁にフリーズする。また、システムが起動しない。
- (2) ファイルが無くなる。見知らぬファイルが作成されている。
- (3) タスクバーなどに変なアイコンができる。
- (4) ネットワークのアクセスランプがインターネットを使っていないのに絶えず点灯している。
- (5) ユーザの意図しないメール送信が行われる。
- (6) 直感的にいつもと何かが違うと感じる。
- (7) 「ウイルス付のメールが送られてきた」と指摘された。など

### 7. ウイルス感染被害からの復旧のためデータのバックアップを行うこと

ウイルスにより破壊されたデータは、元に戻すことができない場合が多いものです。ウイルス被害からの復旧のため、日頃からデータのバックアップをとる習慣をつけておきましょう。

情報処理推進機構セキュリティセンター（IPA／ISEC）のものをもとに作成しました

## 要チェック あなたがウイルスに負けないために

### ■知っていますか？

パソコンのメーカー  
型番

メーカー 型番

Windowsの種類はどれですか？

☐ WindowsXP ☐ Windows2000 ☐ WindowsMe ☐ WindowsNT ☐ Windows98

使っているワクチンソフトの名前は何ですか。

インストールされているソフトウェア

|                               |                                          |                                 |                      |
|-------------------------------|------------------------------------------|---------------------------------|----------------------|
| <input type="checkbox"/> eメール | <input type="text"/>                     | <input type="checkbox"/> ワードプロ  | <input type="text"/> |
| <input type="checkbox"/> 表計算  | <input type="text"/>                     | <input type="checkbox"/> データベース | <input type="text"/> |
| <input type="checkbox"/> ブラウザ | <input type="text"/>                     | <input type="checkbox"/> その他    | <input type="text"/> |
| 記入例                           | <input checked="" type="checkbox"/> eメール | Outlook2003                     |                      |

※セキュリティパッチの更新に関係したソフトにチェックをつけておきましょう

### ■できますか？

- ☐ Windowsやインストールされているソフトウェアのセキュリティパッチをあてることができる。
- ☐ ワクチンソフトの定義ファイル（パターンファイル）の更新ができる。
- ☐ データをバックアップすることができまる。
- ☐ ワクチンソフトを使いメールの添付ファイルやフロッピーディスクのウイルスチェックを手動でできる。

### ■やっていますか？

- ☐ Windowsなどのセキュリティパッチは、最新のものをあてている。
- ☐ ワクチンソフトの定義ファイルは最新になっている。
- ☐ eメールソフトのセキュリティ設定を適切にしている。
- ☐ ブラウザ（ホームページを見るためのソフト）のセキュリティ設定を適切にしている。
- ☐ 表計算ソフトのセキュリティ設定を適切にしている
- ☐ ワードプロソフトのセキュリティ設定を適切にしている。
- ☐ その他のソフトのセキュリティ対策を適切にしている。
- ☐ 大切なデータのバックアップを定期的に行っている。
- ☐ 新しいウイルスやセキュリティパッチの情報を定期的に調べている。
- ☐ eメールの添付ファイルは、むやみに開かないようにしている。
- ☐ フロッピーディスクやCD-ROMなど外部から持ち込んだファイルやデータを使う前にウイルスチェックをしている。

## ■ マナーとして

- ☐ eメールに添付ファイルをつけるときに、本文に添付ファイル名やファイルサイズなどを書いている。
- ☐ exe形式など相手が不安になる<sup>かくちょうし</sup>拡張子がついたファイルを、ことわりなく添付しないようにしている。
- ☐ 差出人である自分の氏名、連絡先などを本文にきちんと書いている。
- ☐ 件名のところに「Hello」「I love you」などウイルスメールに誤解されるような言葉を使わないようにしている。

## ■ 感染が疑われたときの行動マニュアル

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5

## ■ もしもの時のための覚え書き

パソコンメーカーのサポートセンターへの連絡先

マイクロソフト社のサポートセンターへの連絡先

ワクチンソフトのサポートセンターへの連絡先

最新のウイルス情報を調べるサイト

ウイルスが発見されたとき、感染してしまったときの届け出先

パソコンにくわしい先生・友人などの連絡先



# ワークシート記入の手引き

Windows Updateのサイトで確認しましょう



がウイルスに負けないために

使っているワクチンソフトの名前は何ですか。

インストールされているソフトウェア

☐ eメール

☐ 表計算

☐ ブラウザ

☐ ワープロ

☐ データ

☐ その他

記入例 ☒ eメール Outlook2003

※セキュリティパッチの更新に関係したソフトにチェックをつけておきましょう

できますか？

- ☐ Windowsやインストールされているソフトウェアのセキュリティパッチをあてることができる。
- ☐ ワクチンソフトの定義ファイル（パターンファイル）の更新ができる。
- ☐ データをバックアップすることができます。
- ☐ ワクチンソフトを使いメールの添付ファイルやフロッピーディスクのウイルスチェックを手動でできる。

やっていますか？

- ☐ Windowsなどのセキュリティパッチは、最新のものとあててある。
- ☐ ワクチンソフトの定義ファイルは最新になっている。
- ☐ eメールソフトのセキュリティ設定を適切にしている。
- ☐ ブラウザ（ホームページを見るためのソフト）のセキュリティ設定を適切にしている。
- ☐ 表計算ソフトのセキュリティ設定を適切にしている。
- ☐ ワープロソフトのセキュリティ設定を適切にしている。
- ☐ その他のソフトのセキュリティ対策を適切にしている。
- ☐ 大切なデータのバックアップを定期的に行っている。
- ☐ 新しいウイルスやセキュリティパッチの情報を定期的に調べている。
- ☐ eメールの添付ファイルは、むやみに開かないようにしている。
- ☐ フロッピーディスクやCD-ROMなど外部から持ち込んだファイルやデータを使う前にウイルスチェックをしている。

主なソフトウェアのセキュリティ設定画面はこちらのサイトでしらべましょう

主なソフトウェアのセキュリティ機能の設定画面

<http://www.ipa.go.jp/security/virus/beginner/check/attach/set.html>

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）のサイト内です

- 1 感染が疑われるパソコンのインターネットにつながっているケーブルを抜く。  
(このときに再起動したり、シャットダウンもしない方がよい)
- 2 共用のパソコンの場合（学校など）は、そのまま管理者に届け出る。
- 3 ワクチンソフトで駆除を試みる。
- 4 駆除ができない時は、ウイルス情報のサイトでウイルスの駆除や復旧方法を調査し、実行する。
- 5 それでも復旧しないときは、ハードディスクをフォーマットしてリカバリーする。

#### マナーとして

- ☐ eメールに添付ファイル
- ☐ exe形式など相手が不安になる拡張子がついたファイルを、ことわりなく添付しないようにしている。
- ☐ 差出人である自分の氏名、連絡先などを本文にきちんと書いている。
- ☐ 件名のところに「Hello」「loveyou」などウイルスメールに誤解されるような言葉を使わないようにしている。

#### 感染が疑われたときの行動マニュアル

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5

自分でできる内容に書き直しましょう

ワクチンソフト&ウイルス情報は  
ここから

#### もしもの時のための覚え書き

##### ■ パソコンメーカーのサポートセンターの連絡先

##### ■ マイクロソフト社のサポートセンターの連絡先

##### ■ ワクチンソフトのサポートセンターへの連絡先

##### ■ ウイルス情報を調べるサイト

##### ■ ウイルスが発見されたとき、感染してしまったときの届け出先

IPA セキュリティセンター

##### ■ パソコンに詳しい先生・友人などの連絡先

- 1) Ahnlab.Inc (アンラボ)
  - ・〒141-0031 東京都品川区西五反田2-25-2飯嶋ビル6F
  - ・TEL : 03-5435-8601 / FAX : 03-5487-6075
  - ・URL : <http://ahnlab.co.jp/>
  - ・主な製品名 : ウイルス警備隊V3、V3Pro Deluxe
- 2) 株式会社アラジンジャパン
  - ・〒192-0081 東京都八王子市横山町6-9丸多屋ビル5F
  - ・TEL : 0426-60-7191 / FAX : 0426-60-7194
  - ・URL : <http://www.aladdin.co.jp/>
  - ・主な製品名 : eSafeProtect
- 3) 株式会社イーフロンティア
  - ・〒151-0053 東京都渋谷区代々木3-28-6西参道山貴ビル2F
  - ・TEL : 03-5333-1126 / FAX : 03-5333-1127
  - ・URL : <http://www.viruskiller.jp/>
  - ・主な製品名 : ウイルスキラー、ウイルスキラー北斗の拳
- 4) コンピュータアソシエイツ株式会社
  - ・〒163-0439 東京都新宿区西新宿2-1-1新宿三井ビル
  - ・TEL : 0120-702-600
  - ・URL : <http://www.caj.co.jp/>
  - ・主な製品名 : InocuLAN、CheyenneAntiVirus
- 5) 株式会社シマンテック
  - ・〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町20-1渋谷インフォスター16F
  - ・TEL : 03-3476-1118 / FAX : 03-3477-1118
  - ・URL : <http://www.symantec.com/region/jp/>
  - ・主な製品名 : NortonAntiVirus、NortonAntiVirus for Mac
- 6) ソフォス株式会社
  - ・〒240-0005 神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町134横浜ビジネスパークウエストタワー11F
  - ・TEL : 045-348-8400 / FAX : 045-348-8989
  - ・URL : <http://www.sophos.co.jp/>
  - ・主な製品名 : Sophos Anti-Virus
- 7) トレンドマイクロ株式会社
  - ・〒151-8583 東京都渋谷区代々木2-2-1小田急サザンタワー10F
  - ・TEL : 03-5334-3600 / FAX : 03-5334-3653
  - ・URL : <http://www.trendmicro.co.jp/>
  - ・主な製品名 : ウイルスバスター、Inter Scan
- 8) 日本エフ・セキュア株式会社
  - ・〒221-0056 神奈川県横浜市神奈川区金港町6-6横浜みなと第一生命ビル8F
  - ・TEL : 045-440-6620 / FAX : 045-440-6616
  - ・URL : <http://www.f-secure.co.jp/>
  - ・主な製品 : F-Secure アンチウイルス
- 9) 日本ネットワークアソシエイツ株式会社
  - ・〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂1-12-1 渋谷マークシティ ウェスト20F
  - ・TEL : 03-3379-7770 / FAX : 03-5428-1480
  - ・URL : <http://www.nai.com/japan/>
  - ・主な製品名 : VirusScan、GroupShield

情報処理推進機構セキュリティセンター（IPA/ISEC）のものをもとに作成しました

このサイトで調べて電話番号なども  
ひかえておくといいいでしょう

<http://www.microsoft.com/japan/windows/default.mspx>

# 仮想現実を理解しましょう

## 仮想現実（バーチャルリアリティ）とは？

コンピュータグラフィックスや音響効果を組み合わせて、人工的に現実感を作り出す技術のことです。

単に「人工的な現実感」といった場合には、例えば小説や映画といったメディア表現も含まれます。仮想現実の構成要件としては以下の4要素が必要（2～4の3つを構成要件する場合もあります。）とされます。

1. 体験可能な仮想空間の構築
2. 人間の感覚に働きかけて得られる<sup>ぼつにゅうかん</sup>没入感
3. 対象者の位置や動作に対する感覚へのフィードバック
4. 対象者が世界に働きかけることができる対話性

この基準に照らせば、例えば小説には視聴覚による没入感が欠け、映画には対話性が欠けるため、仮想現実とはみなされません。

テレビゲームの普及により、スイッチ一つで登場人物を殺したり、生き返らせたりすることができるゲームが子どもたちの間に普及してきました。これらは仮想現実の代表格です。

さらに、インターネットの普及により、顔の見えないコミュニケーションが主体となってきました。

下のグラフは、長崎県児童生徒の「生と死」のイメージに関する調査の結果です。



テレビゲームやネットゲームでは、一度死んだ人もリセットされ生き返りますが、現実社会では不可能なことです。情報社会の急激な発展のため、仮想現実と現実社会が接近して、区別しにくい時代になってきました。

仮想現実でも、人に迷惑をかけないこと、他人を思いやる気持ちを持つことを、そして、自分の行動に責任を持つことを忘れないで行動しましょう。

### 3 ホンネで語り情報社会を学ぼう (構成的グループエンカウターの手法で)

社会でのルールやマナーを守ろうとする態度は、単に法律やルールを説明するだけでは身に付きません。情報社会においても、公共の場での携帯電話の使用のように、他人に迷惑がかかっても自分さえよければかまわないといった自分勝手な考え方、音楽CDやコンピュータソフトなどの不正コピーのように、見つからなければかまわないといった考え方を改めさせるには、本人に自覚させることが一番の解決策になります。そのためには、次のことが大切です。

1. 自分の行動を振り返らせる機会を与える

2. 他人と本音をぶつけ合う機会を与える

これらの機会を学習活動の中に取り入れることによって、自己理解および他者理解が進み、よりよい人間関係が築かれます。

構成的グループエンカウターでは、自己理解・他者理解・自己受容・感受性の促進・自己主張・信頼体験の6つのねらいを満たすようエクササイズを組んでいます。構成的グループエンカウターの手法を取り入れることが、情報社会で生き抜く態度や心を育てるための有効な指導法の一つであると考えられます。

この章は、情報社会で生活していくために大切な著作権やネットワーク利用等の内容を、社会科、技術・家庭科、特別活動、道徳、総合的な学習の時間、普通教科情報等の時間に指導することを想定して作成したものです。



# 構成的グループエンカウンター(SGE)について

## 1. 構成的グループエンカウンターとは

集団学習体験を通して、自己発見による行動の変容と人間的な自己成長をねらい、本音と本音の交流や感情交流ができる親密な人間関係づくりを援助するための手法です。学習活動で取り扱う課題（エクササイズ）には、自己理解、他者理解、自己主張、自己受容、信頼体験、感受性の促進の6つのねらいが組み込まれています。

## 2. 情報モラルの指導と構成的グループエンカウンター

情報モラルの指導で難しい点は、授業で習ったことを実際の生活で実行できるようにすることでしょう。ネット社会でトラブルの加害者や被害者にならないために、ルールやマナーを教えることはもちろん大切ですが、それだけにとどまらずに実際に行動できる態度の育成が必要不可欠です。

例えば、自分では人に迷惑がかかるとは気付かずにやってしまうといったことや、逆に、人に気付かれなければこっそりやってもかまわないといったことが問題になります。これは「ジョハリの窓」でいうところの、「盲目の窓」や「隠された窓」を小さくし、「明るい窓」を広げていくことが、情報モラルを指導する上で大切なことを示しています。

そのためには、情報モラルを指導する中で、構成的グループエンカウンターを取り入れて、他人にありのままの自分を知ってもらい自己開示のエクササイズや自分を再発見するためのフィードバックを通して、自己理解を深めていくことが効果があります。

### 「ジョハリの窓」

|                | 自分が知っている自分                         | 自分が気付いていない自分                      |
|----------------|------------------------------------|-----------------------------------|
| 周囲の人が知っている自分   | A：【明るい窓】<br>自分も他人も知っている自分          | B：【盲目の窓】<br>自分は気付いていないが他人は知っている自分 |
| 周囲の人が気付いていない自分 | C：【隠された窓】<br>自分は知っているが他人は気付いていない自分 | D：【未知の窓】<br>自分も他人も気付いていない自分       |



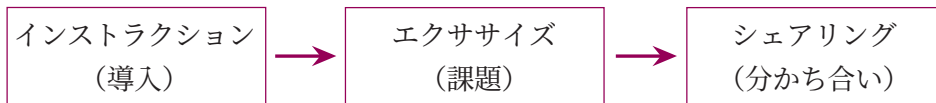
※自分は知っているが、他人は気付いていないCの窓を小さくすることで、Aの窓は大きくなります。（自己開示）

※Bの窓を小さくし、Aを大きくしていくことで、自分というものが再発見できます。（フィードバック）



### 3. 構成的グループエンカウターの3本柱

構成的グループエンカウターは、次の3つの活動から構成されています。



### 4. 構成的グループエンカウターの進め方

| 展 開                        | 教 師 の 役 割                                                                                                       |
|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 〈インストラクション〉<br>導入・説明       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動の趣旨を説明</li> <li>・エクササイズの内容や方法について説明する</li> <li>・ルールについての説明</li> </ul> |
| 〈エクササイズ〉<br>ねらいを達成するための活動  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ルールに沿って進行しているか確認する</li> <li>・活動の援助</li> </ul>                           |
| 〈シェアリング〉<br>活動の振り返り<br>まとめ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・気付いたことや感想を振り返りシートに書かせたり発表させたりする</li> <li>・定着、理解させるためのコメント</li> </ul>    |

### 5. エクササイズのねらい

| ね ら い  | 育 つ 力                  |
|--------|------------------------|
| 自己理解   | 自分自身の本心をよく理解すること       |
| 他者理解   | 友達の考えや行動を理解すること        |
| 自己主張   | 必要なことを相手の気持ちを考えて表現すること |
| 自己受容   | 自分で自分のことを肯定的に受け入れること   |
| 信頼体験   | 友達の考えや行動を信じて生活できること    |
| 感受性の促進 | 心の苦しさや喜びを共感的に受けとめること   |

### 6. 本資料に掲載したエクササイズの内容及び背景となる理論

| エ ク サ サ イ ズ |                    | 活動形態  | 背景となる理論や技法 |
|-------------|--------------------|-------|------------|
| 1           | あなたが望むネットコミュニケーション | 2人組   | 反復質問法、内観法  |
| 2           | ネット利用！あなたならどうする？   | 5～6人組 | 自己主張       |
| 3           | ネットワーク利用者のマナー      | 5～6人組 | 自己主張、他者理解  |
| 4           | 著作権！これでいいの？        | 5～6人組 | 自己主張       |
| 5           | 脱法ドラッグって何ですか？      | 2人組   | ロールプレイ     |

## 事例1 あなたが望むネットコミュニケーション

### ねらい

周りの人たちとのコミュニケーションについて、自分自身が望むことと他者が望むことを考えることにより、誰もが過ごしやすいネット社会を築くためのルールやマナーについて考えさせる。

### 活動内容

- ☆ 2人組で順番に質問
- ☆ 振り返り
- ☆ インタビュー

一番うれしかったことは・・・

今までにいろんな人と接した中で、どんなときにうれしく思いましたか。

### 準備するもの

- ☆ 筆記用具
- ☆ 振り返りシート
- ☆ ワークシート

### 実施する時間

- ☆ 学級活動
- ☆ ホームルーム活動
- ☆ 国語や社会などの関連する教材を扱う授業



同じ質問を何度も繰り返す

### 指導のポイント

- ☆ 人と接していてうれしいと感じたのはどんな場面だったか、なぜそう感じたかについて思い返させる。
- ☆ 他の人はどんな時にうれしく思うのかを理解させる。
- ☆ 掲示板や電子メールなどのネットコミュニケーションも普段のコミュニケーションと同じ心づかいが大切なことを理解させる。

## 指導展開例

| 学 習 活 動                                                                          | 時間             | 指 導 上 の 留 意 点                                                                     |
|----------------------------------------------------------------------------------|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 〈インストラクション〉<br>「あなたが望むコミュニケーション」の活動の流れを示す。                                       | 2分             | 活動の趣旨を理解させる。                                                                      |
| 〈エクササイズ〉<br>質問「あなたは普段どのようなコミュニケーション手段をとっていますか。」を交代で行う。<br><br>2人組でお互いに感想を伝え合う。   | 10分<br><br>3分  | 話しやすい人と2人組をつくる。一人3分ずつ自分のコミュニケーションのとり方について語る。<br><br>何を感じたかを振り返らせる。                |
| 〈エクササイズ〉<br>質問「今までにいろんな人と接した中で、どんなときにうれしく思いましたか。」を交代で行う。<br><br>2人組でお互いに感想を伝え合う。 | 20分<br><br>10分 | 質問役は10分間、同じ質問を繰り返し投げかける。<br>(反復質問法)<br>回答役は5W1Hの要領で具体的に答える。<br><br>何を感じたかを振り返らせる。 |
| 〈シェアリング〉<br>2人組としての感想を発表する。                                                      | 5分             | いくつかのペアにインタビューする。<br>ネットコミュニケーションでもコミュニケーションのとり方は同じであることを理解させる。                   |

## 指導展開のアレンジ例

### 1. エクササイズ、における2人組どうしでの振り返りの時間を省略する場合

- (1) シェアリングとして、2人組へのインタビューの後、余った計13分を使って配付資料1（振り返りシート）「あなたが望むコミュニケーション」を配り、各自に振り返らせてもよい。
- (2) シェアリングは、時間の関係で2人組へのインタビューも省略し、計18分を各自に振り返らせ、何人かにインタビューして感想を述べさせてもよい。

### 2. 2人組の形態をとらずに教師主導で進める場合

- (1) 配付資料2（ワークシート）「ネットコミュニケーションで大切なこと」を配り、コミュニケーション手段の特性についても考えさせる。何人かに発表させる。
- (2) 5～6人のグループをつかって話し合わせてもよい。グループごとに発表させる。

## 「あなたが望むコミュニケーション」

年 組 番 氏名

1. あなたは、自分のコミュニケーション手段について語り、また友達がコミュニケーション手段について語るのを聞いて、どんなことを感じましたか。

2. 「今までにいろんな人と接した中で、どんなときにうれしく思いましたか。」と何度も聞かれて、また、友達がその質問に何度も答えるのを聞いて、どんなことを感じましたか。

3. あなたは、誰かとコミュニケーションをとるときに、これからどんなことに気を付けようと思いますか。思い付くことをいくつか書いてください。

| 場 面 | 気を付けること |
|-----|---------|
|     |         |
|     |         |
|     |         |
|     |         |
|     |         |

4. あなたがコミュニケーションをとる上で大切と思うことは何ですか。思い付くことをいくつか書いてください。

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)

# 「ネットコミュニケーションで大切なこと」

年 組 番 氏名

1. 連絡やコミュニケーションをとる手段にはいろいろなものがありますが、あなたが家族や友達とコミュニケーションをとるのに便利だと思う機能はどれですか。

便利と思うものには◎、不便と思うものには×、どちらともいえないと思うものには△を付けてください。また、そう思った理由も書いてください。

| 連絡手段 |            | 利便性 | 理由 |
|------|------------|-----|----|
| 1    | 固定電話       |     |    |
| 2    | 携帯電話       |     |    |
| 3    | 手紙・ハガキ     |     |    |
| 4    | 電子メール      |     |    |
| 5    | 連絡帳        |     |    |
| 6    | 直接対話       |     |    |
| 7    | その他<br>( ) |     |    |

2. あなたが人と交わしたコミュニケーションの中で、うれしかったことはどんなことですか。思い付くことをいくつか書いてください。

| 誰と | どんなこと |
|----|-------|
|    |       |
|    |       |
|    |       |

3. 掲示板や電子メールなどのネットコミュニケーションでも、普段のコミュニケーションと同じ心づかいが大切です。ネットコミュニケーションをとる上で、特に大切と思うことは何ですか。思い付くことをいくつか書いてください。

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)



## 事例2 ネット利用！ あなたならどうする？

### ねらい

インターネットや携帯電話を利用する上でのルールやマナーについて理解させるとともに、人によって判断が分かれる場合に、相手の考えや気持ちに理解を示しつつ自分の考えもきちんと伝えることの大切さを体験させる。

### 活動内容

- ☆ 5～6人のグループ
- ☆ 各自の考えを発表する
- ☆ グループの考えをまとめる

### 準備するもの

- ☆ 筆記用具
- ☆ ワークシート
- ☆ 振り返りシート

### 実施する時間

- ☆ 学級活動
- ☆ ホームルーム活動
- ☆ 社会、情報などの関連する内容を扱う授業
- ☆ 保護者会



### 指導のポイント

- ☆ 各質問項目につき、グループ内の全員が必ず発言できるように発言の時間配分に気を付ける。
- ☆ グループの話し合いで、きちんと自分の意見が言えたかどうか振り返らせ、自己主張の大切さを理解させる。
- ☆ 自己主張は、単なるわがままや攻撃とは違うことを体験させる。

## 指導展開例

| 学 習 活 動                                                                           | 時間  | 指 導 上 の 留 意 点                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-----|---------------------------------------------------------------------------------|
| 〈インストラクション〉<br>「ネット利用！あなたならどうする？」の活動の流れを示す。                                       | 5分  | 活動の趣旨を理解させる。                                                                    |
| 〈エクササイズ〉<br>ワークシートの8問について個人で解答する。                                                 | 5分  | グループの考えをまとめるときに必要なので、理由も簡潔に記入させる。<br>配付資料3（ワークシート）「ネット利用！あなたならどうする？」            |
| 〈エクササイズ〉<br>5～6人グループに別れ、グループ各メンバーの選んだ考えを発表する。発表後グループで話し合い、グループとしての考えをワークシートにまとめる。 | 20分 | 相手の意見を受け止めながら自分の意見を述べさせ、お互いに納得することが大切であることを理解させる。                               |
| 正解表を見て自分の答えとグループの答えのそれぞれについて正解の数を数える。                                             | 5分  | 自分またはグループの考えの善し悪しを、正解・解説を読んで考えさせる。<br>配付資料4（振り返りシート）「ネット利用！あなたならどうする？」及び「正解・解説」 |
| 〈シェアリング〉<br>活動を振り返り、今感じていることについて振り返りシートに記入させる。                                    | 10分 | きちんと自分の意見が言えたか、安易な妥協はしなかったか、何を感じたかを振り返らせる。                                      |
| 感想を発表する。                                                                          | 5分  | ネット社会でのルールやマナーについて理解させる。                                                        |

## 指導展開のアレンジ例

### 1. 正解だけでなく問題点に焦点をあてて指導する場合

- (1) 配付資料5（ワークシート）「ネット利用の問題点」を使い、エクササイズ、を通してグループで解答のa、b、cの問題点について話し合わせてもよい。
- (2) この場合のシェアリングは、質問項目ごとにいくつかのグループへのインタビューとし、活動全体を振り返らせてもよい。

### 2. グループの形態をとらずに教師主導で進める場合

- (1) エクササイズは、教師が何人かの生徒に質問する形式をとり、なぜそう考えたか、他の解答の問題点は何かについて他の子どもから反対意見などを引き出しながら進めてもよい。
- (2) この場合のシェアリングは、質問ごとに振り返らせる。活動の最後に何人かに感想を述べさせてもよい。

## 「ネット利用！あなたならどうする？」

年 組 番 氏名

---

あなたがいつも学校の仲間とインターネットや携帯電話を利用しているものとします。以下には、その中で出あうかもしれないいくつかの場面が設定してあります。あなたならどう対応しますか。次の質問に答えてください。まず、自分で、3つの答えの中から最も当てはまるものを1つ選んで○を付けてください。簡単な理由も記入してください。

自分の回答が済んだら、グループで話し合い、グループとしての考えをまとめてください。まとめるにあたっては安易な妥協はしないようにしてください。

1. あなたがいつも学校の仲間と利用しているインターネットの掲示板を見ていたら、親友のAさんが親友のBさんの悪口を書き込んでいるのを見つけました。あなたならどうしますか。
  - a. Aさんに連絡し、すぐに書き込みを削除させる。
  - b. Aさんが悪口を書き込んでいることをBさんに連絡する。
  - c. だまって今後の成り行きを見ている。
2. あなたがいつも学校の仲間と利用しているインターネットの掲示板を見ていたら、親友のAさんがあなたの悪口を書き込んでいるのを見つけました。あなたならどうしますか。
  - a. Aさんに連絡し、すぐに書き込みを削除させる。
  - b. 何か自分にいけないことがあったのか一人で悩む。
  - c. Aさんに悪口を書き込まれたことを他の友達に相談する。
3. あなたは、アンケートに答えると豪華賞品がもらえるというホームページを見つけました。あなたならどうしますか。
  - a. アンケートに答え、親や友達には秘密にしておく。
  - b. 親または友達にどうしたらよいか相談する。
  - c. 何か怪しいと思えるのでアンケートには答えない。
4. 友達が、アンケートに答えると豪華賞品がもらえるというホームページを見つけたので一緒に応募しようと誘ってきました。あなたならどうしますか。
  - a. 他の友達も誘ってみんなでアンケートに答える。
  - b. 親や学校の先生にアンケートに答えても大丈夫か相談する。
  - c. 何か怪しいと思えるのでアンケートには答えないほうがよいと伝える。
5. あなたの携帯電話に送られてきたメールに表示されていたURLを何気なくクリックしたら、有料サイトの登録完了画面がでてしまいました。あなたならどうしますか。
  - a. 無視する。
  - b. できるだけ早く、取り消しのメールを返信するか、電話をかけて断る。
  - c. アクセスしてしまった自分が悪いので、親に相談して料金を支払ってもらう。

6. あなたの学校の仲間内で、携帯電話の出会い系サイトを利用してみようということが話題になりました。あなたならどうしますか。

- a. 危険が多いのでやめたほうがよいと伝える。
- b. 危険が多いので自分はやらないが友達までやめさせようとは思わない。
- c. 危険は承知の上、危険に巻き込まれないよう注意しながら利用してみる。

7. あなた持っているゲームソフトを、友達がコピーしたいので貸して欲しいと言ってきました。あなたならどうしますか。

- a. 不正コピーは法律で禁止されているのできちんと断る。
- b. 不正コピーはいけないことと分かっているが断りきれないで貸してしまう。
- c. 不正コピーするかどうかは友達の判断に任せ、貸すだけなら問題ないので貸してしまう。

8. あなたは、最新の音楽CDのMP3ファイルを無料で配信しているホームページを見つけました。あなたならどうしますか。※MP3（音声データのデジタル圧縮技術の名称）

- a. 友達にも教えてあげ、ファイルの交換などの情報交換をする。
- b. 個人的に利用するが、違法かもしれないので親や友達には秘密にしておく。
- c. 音楽CDのMP3ファイルを無料で配信することは違法なので利用しない。

[解答用紙]

| 問題 | 答 | 自分の考え | メンバーの考え |  |  |  |  |  | グループの答え |
|----|---|-------|---------|--|--|--|--|--|---------|
| 1  |   |       |         |  |  |  |  |  |         |
| 2  |   |       |         |  |  |  |  |  |         |
| 3  |   |       |         |  |  |  |  |  |         |
| 4  |   |       |         |  |  |  |  |  |         |
| 5  |   |       |         |  |  |  |  |  |         |
| 6  |   |       |         |  |  |  |  |  |         |
| 7  |   |       |         |  |  |  |  |  |         |
| 8  |   |       |         |  |  |  |  |  |         |

## 「ネット利用！あなたならどうする？」

年 組 番 氏名

1. あなたは、この活動の中で自分の意見をどの程度自由に主張できましたか。理由も記入してください。

|    | とてもよく<br>主張できた | まあまあ主<br>張できた | あまり主張で<br>きなかった | 全然主張で<br>きなかった |
|----|----------------|---------------|-----------------|----------------|
| 理由 |                |               |                 |                |

2. グループのメンバーは、どのくらい活発に話し合いましたか。

|    | 納得するまで<br>話し合った | まあまあ話<br>し合った | あまり話し合<br>わなかった | 全然話し合<br>わなかった |
|----|-----------------|---------------|-----------------|----------------|
| 理由 |                 |               |                 |                |

3. この活動を通して、あなたは気持ちに何か変化がありましたか。それはどのような時でしたか。またどのような理由ですか。

|  |
|--|
|  |
|--|

### 配付資料3(ワークシート)の「正解・解説」

1. a：他人をけなすような書き込みはモラルに反することを教えてやるのが大切です。
2. c：一人で悩んだり当事者同士で解決しようとしなくて、第三者に間に入ってもらいましょう。
3. b：アンケートがどんな目的で使われるのかがよくわからない場合は、相談しましょう。
4. b：アンケートがどんな目的で使われるのかがよくわからない場合は、相談しましょう。
5. a：申し込み内容を再確認するための画面が表示されなかった場合や、<sup>けいやく</sup>契約申込みのボタンをクリックしていない場合は、契約に同意したことにはなりません。
6. a：出会いサイトは相手がどんな人かわからず危険性が高いので、未成年者は利用しないようにしましょう。
7. a：不正コピーが目的とはっきりとわかる場合は、きちんと説明した上で断りましょう。
8. c：無料配信は著作権<sup>しんがく</sup>侵害にあたるので、ホームページを見つけても利用しないことが大切です。



## 「ネット利用の問題点」

年 組 番 氏名

正解と思う記号に○を付けてください。またそれ以外の解答の問題点について記入してください。

| 問題 | 答 | 解 答 の 問 題 点 |
|----|---|-------------|
| 1  | a |             |
|    | b |             |
|    | c |             |
| 2  | a |             |
|    | b |             |
|    | c |             |
| 3  | a |             |
|    | b |             |
|    | c |             |
| 4  | a |             |
|    | b |             |
|    | c |             |
| 5  | a |             |
|    | b |             |
|    | c |             |
| 6  | a |             |
|    | b |             |
|    | c |             |
| 7  | a |             |
|    | b |             |
|    | c |             |
| 8  | a |             |
|    | b |             |
|    | c |             |

## 事例3 ネットワーク利用者のマナー

### ねらい

インターネットや携帯電話を利用する上でのルールやマナーについて理解させるとともに、利用者の意識を高める。また、誰もが過ごしやすいネット社会を築くために必要なことを考えさせる。

### 活動内容

- ☆ 5～6人のグループ
- ☆ 各自の考えをまとめる
- ☆ 自分と他の人の考えを比較し考察する

安易に妥協しないできちんと自分の考えをみんなに伝えることが大切です。  
人の意見もよく聞いて理解するように努めましょう。

### 準備するもの

- ☆ 筆記用具
- ☆ アンケート
- ☆ ワークシート

### 実施する時間

- ☆ 学級活動
- ☆ ホームルーム活動
- ☆ 社会、情報などの関連する内容を扱う授業
- ☆ 保護者会



### 指導のポイント

- ☆ 各質問項目につき、グループ内の全員が必ず発言できるように発言の時間配分に気をつけさせる。
- ☆ グループでの話し合いを通して、他者理解の大切さを理解させる。
- ☆ グループの話し合いで、きちんと自分の意見が言えたかどうか振り返らせ、自己主張の大切さを理解させる。

## 指導展開例

| 学 習 活 動                                                                               | 時間  | 指 導 上 の 留 意 点                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----------------------------------------------------------------------|
| 〈インストラクション〉<br>「ネットワーク利用者のマナー」<br>の活動の流れを示す。                                          | 2分  | 活動の趣旨を理解させる。                                                          |
| 〈エクササイズ〉<br>アンケートについて個人で解答する。                                                         | 3分  | 配付資料6（ワークシート）「ネットワーク利用者のマナーに関するアンケート」をとる。                             |
| 5～6人のグループに分かれ集計する。集計結果を発表する。                                                          | 10分 | グループ別集計結果を黒板にまとめ、割合を計算する。                                             |
| 〈エクササイズ〉<br>配付資料7（ワークシート）の1について、ワークシートに示した情報通信白書の結果と自分の回答、クラスの集計結果を比べて思ったことを、各自でまとめる。 | 5分  | 自分の考えやグループの集計と情報通信白書を比べて、何がわかるか考えさせる。<br>配付資料7（ワークシート）「ネットワーク利用者のマナー」 |
| 配付資料7（ワークシート）の2について、グループごとに考えをまとめる。                                                   | 15分 | 相手の意見を受け止めながら自分の意見を述べさせ、お互いに納得することが大切であることを理解させる。                     |
| 〈シェアリング〉<br>グループごとにまとめた考えを発表する。                                                       | 15分 | 各グループの発表と自分のグループの考えとを比較させ、振り返らせる。                                     |

## 指導展開のアレンジ例

### 1. 振り返りシートを活用してシェアリングを行う場合

- (1) 事例2の配付資料4（振り返りシート）「ネット利用！あなたならどうする？」のように、アンケートやグループでの話し合い活動を振り返らせて、自由記述させてもよい。
- (2) この場合のシェアリングで行うグループごとの発表は、質問ごとに1～2グループに聞く程度にする。

### 2. 法規制の必要性の有無についてディベートさせる場合

- (1) エクササイズ で、白書の「カメラ付き携帯電話で書店の本や雑誌等を無断で撮影する」、いわゆる「デジタル万引き」について控えるべきと答えた人は半分以下であったことに関して、今後法律で取り締まる必要はあるか、自由記述させてもよい。  
※ 「デジタル万引き」は、現在では利用者のマナーに訴える各種の取組が行われているだけです。
- (2) エクササイズ で、自動車運転中の携帯電話利用と同様に、電車や病院など公共機関での利用についても取り締まる必要はあるか、自由記述させてもよい。  
※ 自動車運転中の携帯電話利用は、平成16年11月から罰せられるようになりました。

## 「ネットワーク利用者のマナーに関するアンケート」

年 組 番 氏名

ネットワーク社会においては、ネットワーク利用における利用者のマナーが重要となります。次の項目において、インターネットや携帯電話を使う上で、マナーとして控えるべきだと思うものに○をつけてください。(複数回答可)

1. 公共の場で携帯電話の着信音を鳴らす
2. 公共の場で携帯電話で話をする
3. カメラ付き携帯電話で他人を無断で撮影する
4. カメラ付き携帯電話で書店の本や雑誌等を無断で撮影する
5. インターネットのホームページや掲示板に悪口を書き込む
6. 他人に迷惑メールを送る
7. 音楽や画像等を不正にコピーしたり交換したりする
8. インターネットを使い過ぎる
9. 食事中にインターネットを見る

## [集計表]

| アンケート項目 |                            | 自分のグループ<br>の集計 | クラス全体の集計 | クラス全体に<br>占める割合 |
|---------|----------------------------|----------------|----------|-----------------|
| 1       | 公共の場で携帯電話の着信音を鳴らす          |                |          |                 |
| 2       | 公共の場で携帯電話で話をする             |                |          |                 |
| 3       | カメラ付き携帯電話で他人を無断で撮影する       |                |          |                 |
| 4       | カメラ付き携帯電話で書店の本や雑誌等を無断で撮影する |                |          |                 |
| 5       | インターネットのホームページや掲示板に悪口を書き込む |                |          |                 |
| 6       | 他人に迷惑メールを送る                |                |          |                 |
| 7       | 音楽や画像等を不正にコピーしたり交換したりする    |                |          |                 |
| 8       | インターネットを使い過ぎる              |                |          |                 |
| 9       | 食事中にインターネットを見る             |                |          |                 |

## 「ネットワーク利用者のマナー」

年 組 番 氏名

平成16年度の情報通信白書によると、「インターネットや携帯電話を使う上で、マナーとして控えるべきだと思うもの」についてのアンケート結果は、下のグラフのようであった。「他人に迷惑メールを送る」が80.5%で最も多く、続いて「公共の場で携帯電話で話をする」が72.0%、「カメラ付き携帯電話で他人を無断で撮影する」が65.0%、「公共の場で携帯電話の着信音を鳴らす」が52.5%となっている。



インターネットや携帯電話を使う上で、マナーとして控えるべきだと思うもの(複数回答)

(出典) 平成16年度情報通信白書(総務省)より

この結果とクラスのアンケート集計結果を比べ、次の項目について各班で考えてみましょう。

1. 自分の回答と白書の結果、クラスの集計結果からどのようなことが分かりますか。

2. 音楽や画像等の不正コピーや交換について控えるべきと答えた人は20%程度にとどまっています。利用者の意識を変えるためにはどのようなことが大切だと思いますか。



## 事例4 著作権！ これでいいの？

ねらい

著作権制度の概要を理解し、著作者の権利を尊重する態度を身に付ける。

### 活動内容

- ☆ 5～6人のグループ
- ☆ 各自の考えを発表する
- ☆ グループの考えをまとめる

### 準備するもの

- ☆ 筆記用具
- ☆ ワークシート
- ☆ アンケート

### 実施する時間

- ☆ 学級活動
- ☆ ホームルーム活動
- ☆ 社会、情報などの関連する内容を扱う授業
- ☆ 保護者会



### 指導のポイント

- ☆ 各質問項目につき、グループ内の全員が必ず発言できるように発言の時間配分に気をつけさせる。
- ☆ グループの話し合いで、きちんと自分の意見が言えたかどうか振り返らせ、自己主張の大切さを理解させる。
- ☆ グループでの話し合いを通して、著作権の問題について考えさせる。

## 指導展開例

| 学 習 活 動                                                                             | 時間  | 指 導 上 の 留 意 点                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-----|----------------------------------------------------------------------------|
| 〈インストラクション〉<br>「著作権！これでいいの？」の活動の流れを示す。                                              | 5分  | 活動の趣旨を理解させる。                                                               |
| 〈エクササイズ〉<br>ワークシートの7問について、個人で解答する。                                                  | 5分  | グループの考えをまとめる時に必要なので、理由も簡潔に記入させる。<br>配付資料8（ワークシート）「著作権！これでいいの？」             |
| 〈エクササイズ〉<br>5～6人のグループに分かれ、グループ各メンバーの選んだ考えを発表する。発表後グループで話し合い、グループとしての考えをワークシートにまとめる。 | 20分 | 相手の意見を受け止めながら自分の意見を述べさせお互いに納得することが大切であることを理解させる。                           |
| 正解表を見て自分の答えとグループの答えのそれぞれについて正解の数を数える。                                               | 5分  | 自分またはグループの考えの善し悪しを正解・解説を通して考えさせる。<br>配付資料9（振り返りシート）「著作権！これでいいの？」および「正解・解説」 |
| 〈シェアリング〉<br>活動を振り返り、今感じていることを振り返りシートに記入させる。                                         | 10分 | きちんと自分の意見が言えたか、安易な妥協はしなかったか、何を感じたかを振り返らせる。                                 |
| 著作権の意義についてまとめる。                                                                     | 5分  | 細かな知識よりは、著作物を使用する時には許諾を得る必要性を認識させる。<br>児童生徒の作文、絵等も全て著作物であることを認識させる。        |

## 指導展開のアレンジ例

### 1. 正解だけでなく問題点に焦点をあてて指導する場合

- (1) 事例2の配付資料5（ワークシート）「ネット利用の問題点」のようなワークシートを使い、エクササイズ、を通して、解答のa、b、cの問題点について、グループで話し合わせてもよい。
- (2) この場合のシェアリングは、質問項目ごとにいくつかのグループへのインタビューとし、活動全体を振り返らせてもよい。

### 2. グループの形態をとらずに教師主導で進める場合

- (1) エクササイズ は、教師が何人かの生徒に質問する形式をとり、なぜそう考えたか、他の解答の問題点は何かについて、他の子どもから反対意見などを引き出しながら進めてもよい。
- (2) この場合のシェアリングは、質問ごとに振り返らせる。活動の最後に何人かに感想を述べさせてもよい。

## 「著作権！これでいいの？」

年 組 番 氏名

---

デジタルカメラ、パソコン、インターネットが普及し、学校の様々な活動の中で活用されるようになりました。使用する際には、どのようなことに気を付ければよいかみんなで考えてみましょう。以下には、学校の中で出あうかもしれないいくつかの場面が設定してあります。あなたならどう対応しますか。次の質問に答えてください。まず、自分で、3つの答えの中から最もよいと思えるものを1つ選んでください。簡単な理由も記入してください。

自分の回答が済んだら、グループで話し合い、グループとしての考えをまとめてください。まとめるにあたっては<sup>あんい</sup>安易な<sup>だきよう</sup>妥協はしないようにしてください。

1. 著作権は手続きを取ることが必要なので、子どもがもつことはできない。これでいいですか。
  - a. 著作権はおとなだけのものである。
  - b. 著作権は創作活動をしている作家や画家・音楽家などがもつことができる。
  - c. 著作権は登録や手続きなしで発生するので、誰もが持つことができる。
2. 雑誌や新聞のイラストやカットをコピーし、学級新聞に掲載しようと思います。これでいいですか。
  - a. 学校内で使うので問題ない。
  - b. 学校内ではいいが、学校の外に配るときは雑誌や新聞を作成した人（著作権を持っている人）に許可をもらわないといけない。
  - c. 雑誌や新聞を作成した人（著作権を持っている人）に許可をもらわないといけない。
3. 運動会や文化祭で使う立て<sup>かんばん</sup>看板に人気アニメのキャラクターを描くことになりました。これでいいですか。
  - a. 自由に使ってよい。
  - b. 著作者に許可を得れば使うことができる。
  - c. 自分たちで書くのではなく、大きくコピーして使うことはよい。
4. 国語の時間に書いた作文や読書感想文は自分の著作物としてどこへでも公表できる。これでいいですか。
  - a. 先生に指導され授業中に作成したものなので自分の著作物ではない。
  - b. 自分で創作して書いたものなので自分の著作物としてよい。
  - c. 授業中でなく家庭で書いた作文なら自分の著作物としてよい。

5. 美術の時間に作った彫刻が、たまたま友達が作ったものと同じような作品になってしまいました。でも、まねをしたわけではないので、自分の著作物として認められると思います。これでいいですか。

- a. 自分の著作物として認められる。
- b. 先に作品を完成させた人の著作物になる。
- c. 彫刻は著作物にならないので問題はない。

6. 修学旅行の見学場所について詳しい説明が書かれたガイドブックが図書室にありました。これをコピーしてしおりに入れてみんなに配りたいと思います。これでいいですか。

- a. 図書室においてあるガイドブックだから、自由にコピーして使ってよい。
- b. しおりに配ることはできないので、コピーして教室に掲示する。
- c. ガイドブックも著作物だから、旅行のしおりに使用するためには、著作権を持っている人に許可をとることが必要である。

7. 生徒が書いた作文を、先生が内容の一部を勝手に変えて発表することは許されない。これでいいですか。

- a. 生徒の作文の著作権は生徒本人にあるので、先生は勝手に変えたり発表したりすることはできない。
- b. 先生は生徒の作文を勝手に変えることはできるが、発表はできない。
- c. 生徒が書いた作文を、先生が内容の一部を勝手に変えて発表することは許されている。

### [解答用紙]

| 問題 | 答 | 自分の考え | メンバーの考え |  |  |  |  |  | グループの答え |
|----|---|-------|---------|--|--|--|--|--|---------|
| 1  |   |       |         |  |  |  |  |  |         |
| 2  |   |       |         |  |  |  |  |  |         |
| 3  |   |       |         |  |  |  |  |  |         |
| 4  |   |       |         |  |  |  |  |  |         |
| 5  |   |       |         |  |  |  |  |  |         |
| 6  |   |       |         |  |  |  |  |  |         |
| 7  |   |       |         |  |  |  |  |  |         |

## 「著作権！これでいいの？」

年 組 番 氏名

1. あなたは、この活動の中で自分の意見をどの程度自由に主張できましたか。理由も記入してください。

とてもよく主張できた      まあまあ主張できた      あまり主張できなかった      全然主張できなかった

|    |  |
|----|--|
| 理由 |  |
|----|--|

2. グループのメンバーは、どのくらい活発に話し合いましたか。

納得するまで話し合った      まあまあ話し合った      あまり話し合わなかった      全然話し合わなかった

|    |  |
|----|--|
| 理由 |  |
|----|--|

3. この活動を通して、あなたは気持ちに何か変化がありましたか。それはどのような時でしたか。またどのような理由ですか。

|  |
|--|
|  |
|--|

## 配付資料8(ワークシート)の「正解・解説」

- c: 著作権は著作物を創造した時点で自然に発生します。上手下手は関係ありません。
- c: 他人の著作物を勝手に使うことはできません。許諾<sup>きょだく</sup>をとることが必要です。
- b: 他人の著作物を勝手に使うことはできません。許諾をとることが必要です。
- b: 授業中であろうとなかろうと、児童生徒が書いた作文や絵などは児童生徒の著作物になります。
- a: 自分で創造したものであるため、同じような作品でもそれぞれの作者に著作権あります。
- c: 他人の著作物を勝手に使うことはできません。許諾をとることが必要です。
- a: 児童生徒の著作物を勝手に公表したり改編<sup>かいへん</sup>したりすることは、先生といえども許されません。



## 著作権教育指導のポイント

### 著作権指導のポイント

1. 自分が創ったものに関して「他人からされたくないこと」などを考えさせ、人々が創ったものの利用について「決まりを作ること」の必要性を理解させる。
2. 現行の法律ルールに基づき「無断ではいけないこと」などの「決まり」の、具体的内容を理解させる。
3. 自分が創ったものについては「無断で利用されない」という権利を持つことを理解させ、他人に「了解を与える」ことについて自ら判断し意思決定ができるようにさせる。

### 教員が授業のために著作物を使う場合

学校における例外措置を理解しましょう。

新聞記事、小説、絵、音楽、CD-ROM教材の画像などの著作物をコピーするときは、原則として著作者に許諾を得る必要があります。しかし、学校（営利を目的としない教育機関）などの教育機関においては、その公共性から、例外的に著作者の許諾を得ることなく、一定の範囲で著作物をコピーすることができます。

教員及び児童生徒が、授業の教材として使うために他人の著作物をコピーして配布することが認められる場合は、以下の要件が全て満たされている場に限りします。

1. 営利を目的としない教育機関であること
2. 授業を担当する教員やその授業等を受ける児童生徒がコピーすること
3. 本人（教員又は児童生徒）の授業で使用する
4. コピーは、授業で必要な限度内の部数であること
5. 既に公表された著作物であること
6. その著作物の種類や用途などから判断して、著作者の利益を不当に害しないこと
7. 原則として著作物の題名、著作者名などの「出所を明示」すること

以上の7項目を全て満たしているときに、教員及び児童生徒が、授業の教材として使うために他人の著作物をコピーして配布できます。

※ しかし、問題集やワークブックなど個人に購入させる目的で作成された著作物は、たとえ学校教育下であっても、絶対にコピーや配布をしてはいけません。

他人の作品を「引用」して利用する場合に、著作権者の了解なしに利用できるための条件

1. 既に公表された著作物であること
2. 利用法が、「公正な慣行」に合致していること（引用する必然性があること）
3. 利用目的が、報道、批評、研究のための「正当な範囲内」であること（引用の分量については、引用される部分が「従」で、自ら作成する部分が「主」であること）
4. 引用については、カギ括弧などを付して、明確にすること
5. 著作物の題名、著作者名などの「出所を明示」すること

以上の要件を満たしている必要があります。

## 事例 5

## だっぼう 脱法ドラッグって何ですか？

### ねらい

だっぼう  
脱法ドラッグ等の薬物の危険性や、インターネットの普及で身近に忍び寄っている怖さについて理解させます。

### 活動内容

- ☆ アンケート
- ☆ ロールプレイ
- ☆ インタビュー

### 準備するもの

- ☆ 筆記用具
- ☆ アンケート
- ☆ ワークシート

### 実施する時間

- ☆ 学級活動
- ☆ ホームルーム活動
- ☆ 保健などの関連する教材を扱う授業



### 指導のポイント

- ☆ アロマや芳香剤<sup>ほうこうざい</sup>として販売されているもののの中には、薬物と同じ症状が現れ、身体にとても危険なものがあることを理解させる。
- ☆ Web教材やビデオ教材を使って、薬物の怖さを実感させる。
- ☆ 脱法ドラッグや合法ドラッグは身近に存在し、友達に誘われたり興味本位で始めてしまうおそれが高く、とても危険であることを理解させる。

## 指導展開例

| 学 習 活 動                                                                      | 時間  | 指 導 上 の 留 意 点                                                                                                                                           |
|------------------------------------------------------------------------------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 〈インストラクション〉<br>「脱法ドラッグって何ですか？」<br>の活動の流れを示す。                                 | 2分  | 活動の趣旨を理解させる。                                                                                                                                            |
| 〈エクササイズ〉<br>脱法ドラッグに関する簡単なアンケートを実施する。                                         | 5分  | 配付資料10（ワークシート）「脱法ドラッグに関するアンケート」                                                                                                                         |
| 〈エクササイズ〉<br>誘う役、誘われる役に分かれてロールプレイを行う。<br>シチュエーションをいろいろ変えてみる。<br>いくつかのペアで実施する。 | 30分 | 場合によっては、教師が誘う役を演じる。その場合は、圧力をかけすぎないように注意する。<br>〈問いかけ例〉<br>「やせる薬あるんだけどどう」<br>「気持ちよくなれるよ」<br>「俺も使っているけど、こんなに元気だぜ」<br>「合法ドラッグだから大丈夫だよ」<br>「先輩の言うことが聞けないのかよ」 |
| 〈シェアリング〉<br>誘う役、誘われる役それぞれの感想を発表する。                                           | 20分 | 誘う役、誘われる役それぞれの感想をみんなで共有することが大切であることを理解させる。                                                                                                              |

※ アンケートの質問項目は、文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課でまとめた「薬物に対する意識等調査報告書」（平成14年3月）（[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/14/06/020605.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/14/06/020605.htm)）を参考にしています。

## 指導展開のアレンジ例

### 1. ビデオ視聴を取り入れる場合

- エクササイズ で、ロールプレイをさせる代わりに、薬物乱用啓発ビデオを視聴させる。  
※ 薬物乱用啓発ビデオについては、東京都福祉保険局のページに一覧としてまとめてあります。（<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/minamitama/kikaku/pdf/bideo.pdf>）
- ビデオ視聴後、何人かに感想を述べさせて、配付資料11（ワークシート）「薬物の恐ろしさ」を使って、薬物の恐ろしさを再確認させるとともに、薬物に関する事件や事故を防ぐために大切なことを考えさせる。

### 2. クイズを取り入れる場合

- エクササイズ で、ロールプレイの代わりに、配付資料12（ワークシート）「薬物クイズ」に取り組ませる。
- クイズの後、以下のホームページなどにシミュレーションや解説が掲載されているので、それを使って解説してもよい。  
※ 薬物乱用防止教育（日本学校保健会）ホームページ  
（<http://www.hokenkai.or.jp/3/3-1/3-1.html>）  
※ 薬物乱用防止「ダメ。ゼッタイ。」（麻薬・覚せい剤乱用防止センター）ホームページ  
（<http://www.dapc.or.jp/index.htm>）

## 「<sup>だっぼう</sup>脱法ドラッグに関するアンケート」

年 組 番 氏名

1. 「気持ちよくなれる」とか「<sup>ふゆう</sup>浮遊感が得られる」などといった薬が販売されているのを見たことがありますか。(いくつかある場合はそのすべてに○を付けてください)
  - a. インターネットのホームページで見たことがある。
  - b. 雑誌の広告で見たことがある。
  - c. お店で売られているのを見たことがある。
  - d. 見たことがない。
2. 「気持ちよくなれる」とか「<sup>ふゆう</sup>浮遊感が得られる」などといった薬が本当にあったら使ってみたいですか。
  - a. 体に害がなければ使ってみたい。
  - b. 体に害があるとしても使ってみたい。
  - c. 体に害があると思うので使わない。
  - d. 体に害がなくても使わない。
3. 脱法ドラッグについてどのような印象をもっていますか。  
(いくつかある場合はそのすべてに○を付けてください。)
  - a. かっこいい。
  - b. 気持ちよくなれる気がする。
  - c. ダイエットに効果がある。
  - d. <sup>ねむけ</sup>眠気覚ましに効果がある。
  - e. 1回使うくらいであれば、心や体の害はない。
  - f. 心や体に害がある。
  - g. 犯罪に巻き込まれる。
  - h. 使ったり、持っていたりするのは悪いことだ。
  - i. 1回でも使うとやめられなくなる。
  - j. 特にない。
4. 脱法ドラッグを使うと法律上どうなりますか。次の中でそうなると思うものに○を付けてください。
  - a. 持っていたり、使ったりするとすべて<sup>ばつ</sup>罰せられる。
  - b. 1回使うくらいなら罰せられることはない。
  - c. 持っているだけなら罰せられることはない。
  - d. 持っていたり、使ったりしても罰せられることはない。



## 「薬物の恐ろしさ」

年 組 番 氏名

1. 薬物を使った場合、心や体に次のような害があることを、今日の説明を受ける前に知っていましたか。（知っていることがいくつかある場合はそのすべてに○を付けてください。）

- a. 1回使っただけでも、異常に興奮したり、やる気がなくなったりする。（急性中毒）
- b. 1回使っただけでも、死亡することがある。（急性中毒死）
- c. 自分の意志でやめるのが難しくなる。（依存症〈精神異常、身体依存〉）
- d. 薬が切れると、体を動かすことがいやになったり、疲れを感じたり、苦しくなったりする。（禁断症状）
- e. 使い続けると、体の様々なところに障害を起こしやすい。（慢性中毒）
- f. 使い続けると、脳の神経がおかされ、精神障害を起こしやすい。（慢性中毒）
- g. 使い続けるのをやめても、何かのショックで見えない物が見えたり聞こえないものが聞こえたりすることがある。（フラッシュバック）
- h. 知らなかった。

2. 薬物を使う人が増えているのはどのような理由からだと思いますか。（いくつかある場合はそのすべてに○を付けてください。）

- a. 薬物が簡単に手に入るようになっている。
- b. インターネットや雑誌等に薬物を使ってみたいと思わせるような情報がのっている。
- c. 社会のルールを守ろうとする意識が薄れている。
- d. 薬物を使ってもすべての人が警察に見つかるわけではない。
- e. 簡単にやせられるとか、1回使っただけでは心や体に害がないなど、薬物を使うことのこわさ（有害性、危険性）についての誤った情報があふれている。
- f. 薬物の害について学ぶことが少ない。
- g. 友達、仲間、先輩、後輩にすすめられる。
- h. 学校や家庭がおもしろくない。

3. 薬物に関する事件や事故を防ぐにはどうしたらよいか、グループで考えてみましょう。



## 「薬物クイズ」

年 組 番 氏名

---

1. 次のうち向精神薬こうせいしんやくにあたるのは？
  - a. ジアゼバム
  - b. 覚せい剤
  - c. ヘロイン
2. 精神的依存いぞん、身体的依存きんたんしよじよだけでなく、もっとも激しい禁断症状きんだんしよじようを引き起こすと言われている薬物は？
  - a. ヘロイン
  - b. 大麻たいま
  - c. マリファナ
3. 「コーク」とはどの薬物の俗称ぞくしやう？
  - a. ヘロイン
  - b. コカイン
  - c. 覚せい剤
4. 薬物乱用をやめた後にも幻覚げんかく・妄想もうそうが生じる現象をなんと言う？
  - a. エアバック
  - b. ハンドバック
  - c. フラッシュバック
5. 有機溶剤ゆうきようざいって何？
  - a. 身体に有益な成分の含まれた溶剤
  - b. 揮発性きはつせいで非水溶性の物質をよく溶かす化合物の総称
  - c. 砂糖が溶けている水
6. ヘロインって何？
  - a. 大麻を加工したもの
  - b. 覚せい剤を水に溶かしたもの
  - c. あへんを精製せいせいしたもの
7. 規制されている薬物の作用をまねて作られる乱用の恐れのある薬物の総称は？
  - a. 模造薬物もぞう
  - b. 類似薬物るいじ
  - c. 偽薬物にせ
8. LSDとはどんな薬物でしょう？
  - a. 栄養剤
  - b. 幻覚剤
  - c. 睡眠剤
9. 「スピード」「S」これらはどの薬物の俗称？
  - a. 大麻
  - b. 覚せい剤
  - c. ヘロイン
10. 一週間に5本の大麻タバコの吸煙きゆうえんが肺に与える影響は、1日に何本のタバコを吸うのに等しい？
  - a. 5本
  - b. 16本
  - c. 12本

## 「正解・解説」

### 1. 配付資料10 (ワークシート) 「脱法ドラッグに関するアンケート」

#### 「4. 脱法ドラッグを使うと法律上どうなりますか。」

正解・・・d「使ったり、持っていたりしても罰せられることはない。」

解説

しかし、これは法規制が間に合っていないだけであり、法規制されている違法な薬物の数百倍も強力な薬物であることもあるため、使用するとたいへん危険です。また、数ヶ月後には違法な薬物に認定されているかもしれず、知らずに使用すると罰せられることとなります。

#### Q&A

Q1 なぜ、脱法ドラッグや合法ドラッグといった擬似薬物は、法規制されないの？

A1 違法な薬物であるかどうかは、その物質の分子構造によって決まります。そこで法規制の裏をかいて、違法な薬物の分子構造の一部を別の物資に置き換えて作られた薬物が脱法ドラッグや合法ドラッグと言われる擬似薬物です。これらの薬物はたいへん危険であるため、出回った後に違法な薬物と認定されるといった、いたちごっこが繰り返されています。

Q2 脱法ドラッグや合法ドラッグといった擬似薬物は、何て呼ばれているの？

A2 擬似薬物は、通称、アダム (Adam)、エヴ (Eve)、エクスタシー (Ecstasy)、XTC、チャイナ・ホワイト (China white)、エッセンス (Essence)、MPTP、MPPP、TCP、PCPy などと呼ばれています。

Q3 脱法ドラッグや合法ドラッグといった擬似薬物を使用すると、どんな症状が出るの？

A3 かすみ目、寒気、失神などを引き起こしたり、不安、抑うつ、幻覚、精神錯乱、知覚異常などの精神的な症状が現れたりします。たった一回の使用でも脳に障害が起こる危険性があります。

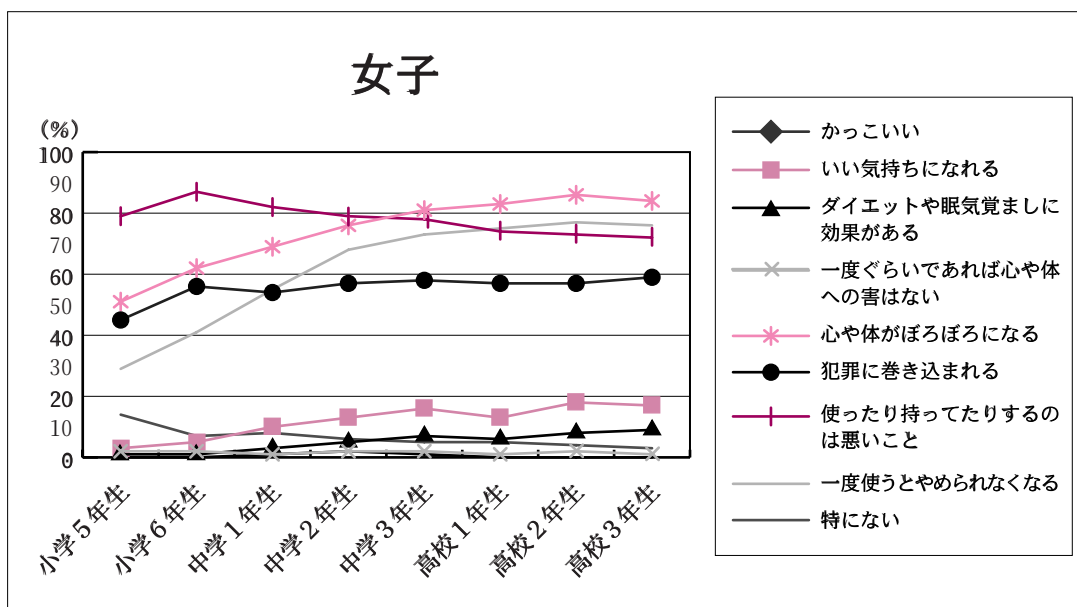
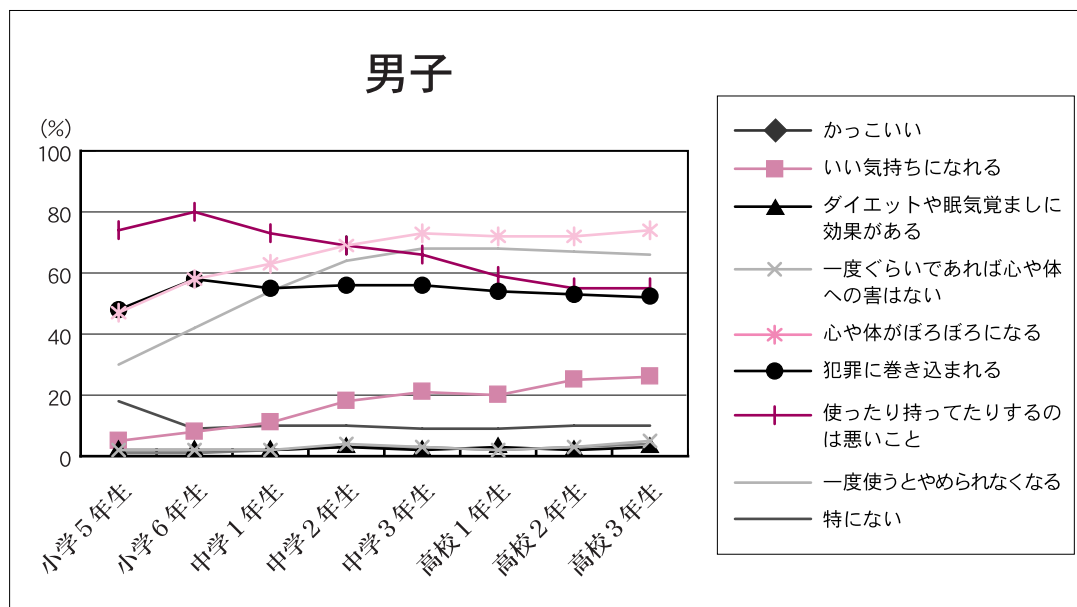
### 2. 配付資料12 (ワークシート) 「薬物クイズ」

| 問題 | 正解 | 問題 | 正解 | 問題 | 正解 | 問題 | 正解 | 問題 | 正解 |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 1  | a  | 2  | a  | 3  | b  | 4  | c  | 5  | b  |
| 6  | c  | 7  | b  | 8  | b  | 9  | b  | 10 | b  |

| 薬物名         | 俗 称                |
|-------------|--------------------|
| コカイン        | C (シー)、コーク、クラックなど  |
| 大麻          | ハシッシュ、マリファナ、はっぱなど  |
| LSD         | ペーパー、タブレットなど       |
| ヘロイン        | ジャンク、H (エイチ) など    |
| シンナー等       | 純トロ、アンパンなど         |
| MDMA        | E (イー)、エクスタシーなど    |
| 覚せい剤        | スピード、シャブ、S (エス) など |
| あへん         | ブラックスタック、タールなど     |
| マジックマッシュルーム | ホングレシトス、キノコなど      |

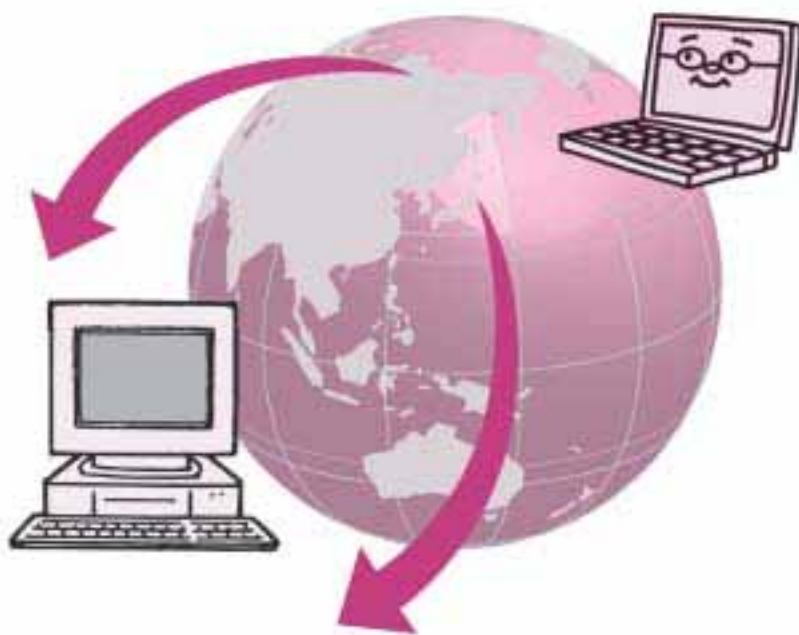
## 児童生徒の覚せい剤等の薬物に対する意識等調査

Q 薬物についてどのように思いますか。



薬物に対する印象については、「使ったり、持っていたりするのは悪いことだ。」と回答した比率が学年が上がるにつれて低くなり、「心や体がぼろぼろになる。」「1回でも使うと止められなくなる。」と回答した比率が、学年が上がるにつれて高くなる傾向にある。

## 4 資 料



## 資料1 トラブル発生時の対応について

児童生徒に重大なトラブルが発生した場合には、速やかにトラブルの概要が校長に伝わり、適切な指導や対応ができるよう、指導・連絡体制を整備しておく必要があります。

具体的には、

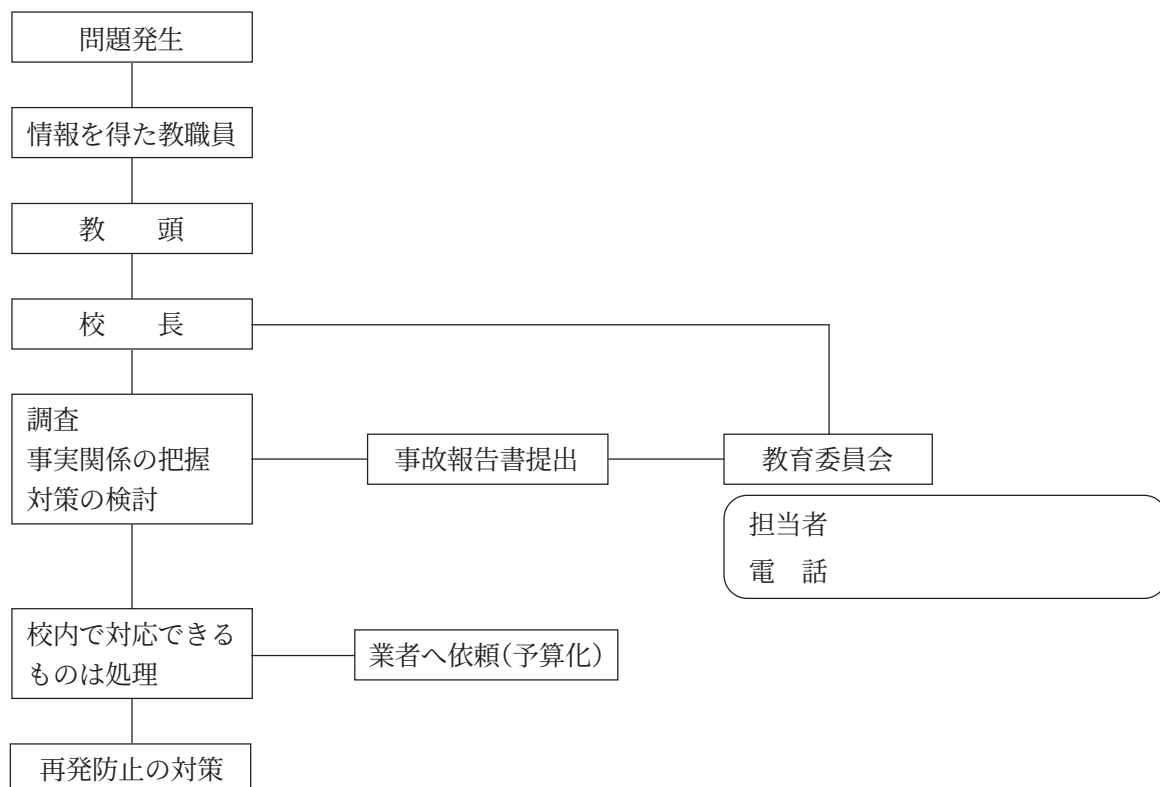
- ① トラブルの概要の把握（ハード・ソフトの問題、人為的問題など）
- ② 教育委員会への報告
- ③ プロバイダや機器納入業者への連絡
- ④ 必要に応じ保護者や警察など関係機関と連携
- ⑤ 児童生徒に何を指導するか（指導、注意、再発防止）
- ⑥ 外部からの問い合わせに対する対応（苦情通報者、保護者、外部機関）

など、様々な視点から問題の解決に当たらなければなりません。そのためにも、緊急対応マニュアル等を整備し、情報環境等の変化に応じて対応マニュアルを定期的に見直すことも大切です。

### 技術的に専門的な知識が必要なトラブルが発生した場合の指導体制例

#### トラブル例

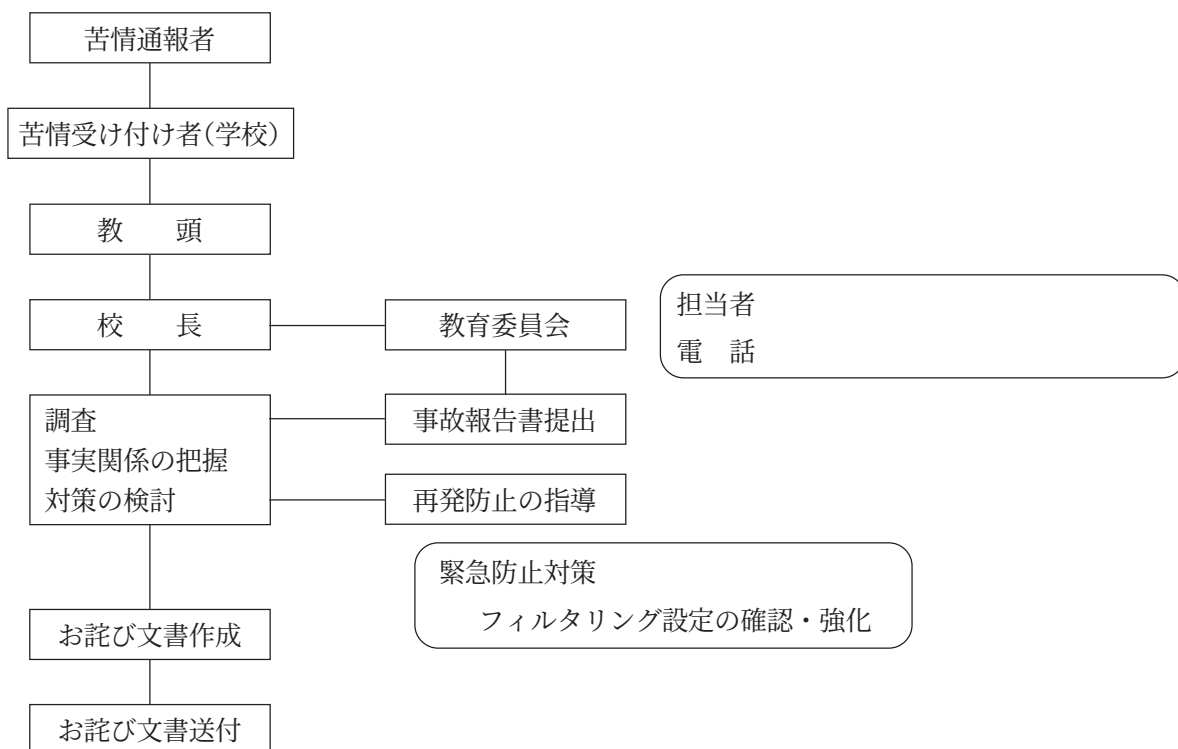
- ・ウイルス感染
- ・学校内外の人間が、学校内のコンピュータに不正アクセス
- ・学校内のコンピュータのデータを改ざん・抜き取り
- ・インターネットから攻撃を受けている





## 外部からの苦情によるトラブルが発生した場合の指導体制例

児童生徒が電子掲示板、チャット等に不正な書き込みをしたことにより、外部から学校へ苦情のメール等が寄せられる場合があります。このようなトラブルが発生した場合、苦情通報者に対する適切な対応が求められます。



## 法律的な知識が必要なトラブルが発生した場合の指導体制例

インターネット上のトラブルの中でも、正しい法律の解釈と知識で慎重に対応していかなければならない問題が生じることがあります。例えば、著作権侵害、不正アクセス、名誉毀損等の問題はそれぞれの法律が整備されていますので、その法律に基づいて適切に対応していかなければなりません。学校で十分な対応ができない場合は、教育委員会と連絡を取り合い、警察、消費者センター、弁護士等の専門機関に相談することが必要になる場合があります。

警察署電話番号

栃木県消費生活センター

月～金曜日（祝日、年末年始は除く）9：00～16：30

相談専用電話 028-665-7744

## 資料2 アンケート調査

### 家庭におけるコンピュータ・携帯電話利用状況のアンケート調査

(保護者用)

該当する項目に○をつけてください。

お子様の学年      1年   2年   3年   4年   5年   6年

お子様の性別      男      女

1. あなたのお子さんは次のものを持っていますか。

a コンピュータ      ア 子ども専用がある      イ 家族と共用      ウ ない  
b 携帯電話・PHS      ア 子ども専用がある      イ 家族と共用      ウ ない

2. お子さんは次のものを1週間に何日ぐらい使っていると思いますか。

(家や学校など場所はどこでもよい)

a コンピュータ      ア 6日以上      イ 4～5日      ウ 2～3日      エ 1日以下      オ 使わない  
b 携帯電話・PHS      ア 6日以上      イ 4～5日      ウ 2～3日      エ 1日以下      オ 使わない

—— ご家庭にコンピュータがある人は答えてください。 ——

3. コンピュータはどこに置いてありますか。

ア 茶の間      イ 子どもの部屋      ウ 保護者の部屋      エ その他

4. コンピュータはインターネットにつながっていますか。

ア いる      イ いない

5. 子どもがインターネットをするとき保護者が一緒にいますか。

ア いる      イ いない

6. 子どもがインターネットで見た内容をチェックしていますか。

ア いる      イ いない

—— 子ども専用の携帯電話がある人は答えてください。 ——

7. 1か月の携帯電話代はいくらですか。

ア 2,000 円以下      イ 2,000 円～ 5,000 円      ウ 5,000 円～ 10,000 円  
エ 10,000 円以上

## コンピュータ・携帯電話利用状況のアンケート調査

(子ども用)

該当する項目に○をつけてください。

学年 1年 2年 3年 4年 5年 6年          性別 男 女

1. あなたは次のものを持っていますか。

- a コンピュータ      ア 自分専用がある      イ 家族と共用      ウ ない  
b 携帯電話・PHS    ア 自分専用がある      イ 家族と共用      ウ ない

2. あなたは次のものを1週間に何日ぐらい使っていると思いますか。

(家や学校など場所はどこでもよい)

- a コンピュータ      ア 6日以上      イ 4～5日      ウ 2～3日      エ 1日以下      オ 使わない  
b 携帯電話・PHS    ア 6日以上      イ 4～5日      ウ 2～3日      エ 1日以下      オ 使わない

3. コンピュータはどこに置いてありますか。

- ア 茶の間      イ 自分の部屋      ウ 保護者の部屋      エ その他

4. コンピュータはインターネットにつながっていますか。

- ア いる      イ いない

5. インターネットをするとき保護者が一緒にいますか。

- ア いる      イ いない

—— 自分専用の携帯電話がある人は答えてください。 ——

6. 携帯電話のどのような機能を使っていますか。(複数回答可)

- ア メール      イ 電話機能      ウ ホームページ<sup>えつらん</sup>閲覧      エ 写真等の送受信  
オ その他(                      )

7. メールは1日どの程度使いますか。

- ア 1～2回      イ 5～10回      ウ 10～20回      エ 20回以上

8. 1か月の携帯電話代はいくらですか。

- ア 2,000円以下      イ 2,000円～5,000円      ウ 5,000円～10,000円  
エ 10,000円以上      オ わからない

## 資料3 インターネット体験講習会

### 1 インターネットの検索について (50分)

実際にWebページを見てもらい理解してもらう。  
その際、インターネットの検索により思わぬWebページにいくことがあることを体験させる。

検索語

「自殺、合法ドラッグ、出会い系サイト」など  
検索エンジンはGoogleを使用する。

<http://www.google.co.jp/>

ネットショッピング、ネットオークション、懸賞募集のサイトの紹介をする。



次のようなことを理解してもらう。

- ① 有害なサイトは意図して探さなくても簡単に接続されてしまいます。
- ② インターネットでは、匿名でコミュニケーションを取ることができます。
- ③ 不快なメッセージや誹謗中傷を受けることがあります。
- ④ ときに法を犯していることもあります。（著作権についての理解）

### 2 インターネット上のコミュニケーションについての理解 (20分)

Yahoo等の掲示板を見てもらう。インターネット上のコミュニケーションは文字が中心であるので、表現力が十分育成されていない子どもたちは、誤解を招くおそれのあることを理解してもらう。

### 3 フィルタリングについて (20分)

有害なホームページを子どもに見せないようにするためのソフトウェアが「フィルタリングソフト」です。フィルタリングソフトを使うと、情報を発信する人の表現の自由を奪うことなく、情報を受け取る側で有害なホームページの閲覧を拒否することができることを理解してもらう。

参考Webページ

フィルタリング情報ページ <http://www.iajapan.org/rating/>

フィルタリングでインターネットをもっと楽しく

### 4 配付資料について

本資料の「2 これだけは知っていて欲しい“インターネットや携帯電話の利用の常識”」などから必要に応じ印刷し配布する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

保 護 者 様

〇〇〇〇〇〇〇学校長    〇   〇   〇   〇

## インターネット体験講習会についてのお知らせ

近年情報化が急激に進展しています。インターネットなど新しい情報機器の使い方について、われわれ大人も学習していくことが必要ではないでしょうか。実際の体験を通して、子どもたちにどのように指導していくかを研修したく、下記のようにインターネット体験講習会を開催致しますので、ふるって参加してください。

### 記

1. 期 日    平成〇〇年〇〇月〇〇日    午後〇〇時から〇〇時
2. 場 所    本校コンピュータ室
3. 講 師    本校職員
4. 内 容    ・インターネット体験とその活用の仕方  
              ・子どもを有害情報から守るために

## 参 加 申 込 書

インターネット体験講習会に      参加する      参加しない

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇年〇組    保護者氏名

---

## 家庭におけるインターネット利用の注意点

### インターネット上の主な犯罪行為

- 他人のID・パスワードを悪用する行為（不正アクセス禁止法違反）
- ネットオークション等における架空販売行為
- 出会い系サイト等による児童買春ポルノ法違反、出会い系サイト規制法違反、わいせつ画像をインターネットで公開するわいせつ物公然陳列
- インターネットの掲示板を利用した犯行予告行為 など

### インターネット利用7か条

1. インターネット社会でも、実生活と同じルールとマナーを守る。
2. 他人のプライバシーを尊重する。
3. 住所・氏名などの個人情報を入力する時は、十分注意する。
4. ID・パスワードなどの管理を徹底する。
5. 他人のミスを大げさに指摘しない。
6. メールを送る前に、内容をよく確認する。
7. 面と向かって言えないことは書かない。



### インターネットを家庭で利用するときのチェックポイント

- ☐ コンピュータの使い方について話し合いましたか。
- ☐ 保護者の目の届くところにパソコンが置いてありますか。
- ☐ 子どもがパソコンで何をしているのかを把握していますか。
- ☐ 有害なホームページを見ることができないようにする、フィルタリングソフトを利用していますか。
- ☐ 家庭でパソコンを使うルールをつくりましたか。
- ☐ インターネットの履歴を確認することができますか。



## 資料4 リンク集

### 教員向け資料

|                                  |                                                                                                                                                         |
|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| “情報モラル”授業サポートセンター                | <a href="http://sweb.nctd.go.jp/support/">http://sweb.nctd.go.jp/support/</a>                                                                           |
| インターネット活用ガイドブック<br>(モラル・セキュリティ編) | <a href="http://www.cec.or.jp/books/books11.html">http://www.cec.or.jp/books/books11.html</a>                                                           |
| 新情報教育の手引き                        | <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/020706.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/020706.htm</a>                             |
| 情報化が子どもに与える影響に関する<br>調査研究報告書     | <a href="http://www.cec.or.jp/books/index.html">http://www.cec.or.jp/books/index.html</a>                                                               |
| 情報通信白書 総務省                       | <a href="http://www.johotsusintokei.soumu.go.jp/whitepaper/ja/cover/index.htm">http://www.johotsusintokei.soumu.go.jp/whitepaper/ja/cover/index.htm</a> |
| 警察庁「インターネットトラブル」                 | <a href="http://www.npa.go.jp/nettrouble/index.htm">http://www.npa.go.jp/nettrouble/index.htm</a>                                                       |
| 国民生活センター                         | <a href="http://www.kokusen.go.jp/">http://www.kokusen.go.jp/</a>                                                                                       |

### 子ども向け学習教材

|                                  |                                                                                                                 |
|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ネット社会の歩き方                        | <a href="http://www.net-walking.net/">http://www.net-walking.net/</a>                                           |
| 情報モラル研修教材                        | <a href="http://www.japet.jp/moral/">http://www.japet.jp/moral/</a>                                             |
| インターネット寺子屋                       | <a href="http://terakoya.yomiuri.co.jp/">http://terakoya.yomiuri.co.jp/</a>                                     |
| 情報モラル・ネットワーク部会ホームページ             | <a href="http://moralnet.kashiwa.ed.jp/index.html">http://moralnet.kashiwa.ed.jp/index.html</a>                 |
| インターネットを利用するためのルールとマナー集          | <a href="http://www.iajapan.org/rule/rule4child/v2/">http://www.iajapan.org/rule/rule4child/v2/</a>             |
| 情報倫理教育教材vol. 2                   | <a href="http://www.kochinet.ed.jp/joho/rinri2/index.html">http://www.kochinet.ed.jp/joho/rinri2/index.html</a> |
| サイバーネチケットコミック<br>(Disney Online) | <a href="http://www.disney.co.jp/netiquette/">http://www.disney.co.jp/netiquette/</a>                           |
| ネチケット・アドベンチャー<br>(Disney Online) | <a href="http://www.disney.co.jp/netiquette/netisland/">http://www.disney.co.jp/netiquette/netisland/</a>       |



# ネット社会における安全指導資料

子どもたちがネットトラブルにあわないために

平成17年3月

発 行 栃木県総合教育センター 研究調査部

〒320-0002

栃木県宇都宮市瓦谷町1070

T E L 028-665-7204

F A X 028-665-7303

U R L <http://www.tochigi-c.ed.jp/>